

参議院国会等の移転に関する特別委員会会議録第二号

平成四年十二月八日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

十二月七日

辞任

志吉 裕君

補欠選任

会田 長栄君

出席者は左のとおり。

委員長 井上 孝君  
理事 高木 正明君  
小川 仁一君  
中川 嘉美君  
足立 良平君  
橋本 敦君  
高井 和伸君

委員

衆議院議員

片山虎之助君  
中曾根弘文君  
会田 長栄君

国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君  
建設大臣 山崎 拓君  
自治大臣 塩川正十郎君  
国務大臣 東家 嘉幸君  
(国土庁長官)

政府委員

内閣官房内閣内政審議室長  
兼内閣総理大臣官房内政審議室長

伊藤 博行君

内閣官房内閣安全保障室長  
兼内閣総理大臣官房安全保障室長

児玉 良雄君

内閣法制局第二部長

秋山 牧君

総務庁行政管理局長

増島 俊之君

総務庁行政監察局長

田中 一昭君

国土庁長官官房長

藤原 和人君

国土庁計画・調整局長

榎谷 真平君

国土庁大都市圏整備局長

内藤 勲君

国土庁地方振興局長

秋本 敏文君

大蔵省主計局長

武藤 敏郎君

運輸政務次官

佐藤 敬夫君

運輸省鉄道局長

秦野 裕君

気象庁長官

新田 尚君

郵政省通信政策局長

松野 春樹君

建設大臣官房総務審議官

市川 一朗君

建設省住宅局長

三井 康壽君

-6 359 14 431" data-label="Text">

自治大臣官房総務審議官

滝 実君

自治省行政局長

遠藤 安彦君

-6 359 14 431" data-label="Text">

自治省行政局長

紀内 隆宏君

自治省行政局長

石川 嘉延君

-6 359 14 431" data-label="Text">

自治省行政局長

吉田 弘正君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局長

上田 豊三君

本日の会議に付した案件

○国会等の移転に関する法律案(衆議院提出)

○継続調査要求に関する件

○委員長(井上孝君) ただいまから国会等の移転に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、志吉裕君が委員を辞任され、その補欠として会田長栄君が選任されました。

○委員長(井上孝君) 国会等の移転に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員山口鶴男君から趣旨説明を聴取いたします。山口君。

○衆議院議員(山口鶴男君) ただいま議題となりました国会等の移転に関する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない経済的繁栄を遂げてまいりました。

しかしながら、我が国の現状を見ると、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っております。

本法律案は、このような状況にかんがみ、一極

集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めようとするものであります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、前文におきまして、以上申し述べましたような趣旨を明らかにいたしております。

第二に、国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち、中枢的なもの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的に検討を行う責務を有することとしております。

第三に、国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聞き、その合意形成を図ること、地方への権限の移譲の積極的推進、国による規制の合理化等行政の改革との確に関連づけること等により行うものとしております。

第四に、移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議するための機関として総理府に国会等移転調査会を設置することとし、その組織、運営等について必要な規定を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井上孝君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○会田長栄君 社会党の会田であります。端的に質問を申し上げますが、それは、平成二年の十一月

七日、衆議院、参議院で国会等の移転に関する決議が上げられています。そして、この決議が上げられて二年経過いたしました。特に、この決議を上げられたときに、総理から、政府においては決議の趣旨を体してその実現に向けて努力するところとあります。そこで発議者にお伺いするわけであります。このように国会決議がなされている、政府がこの間努力されている、そして国会等の移転に関する法律案を議員立法で提案されたことにつきまして、その所感といましようか、それをひとつ聞かせていただきたい、こう思います。

○衆議院議員(山口鶴男君) 私どもは、国会決議というものは大変重要なものというふうに認識をいたしております。

御案内のように、衆議院の場合におきましては、九割以上の議員が賛成しませんが国会決議は実現をいたしません。したがって、むしろ国会決議は法律よりも重たいという認識で今日まで私どもはおるわけでありませぬ。

したがって、その重要な国会決議でありますから、私たちはこの国会決議を実施に移すために鋭意努力する責任があるというつもりで今日まで対処いたしてまいりました。

ただ、二十一世紀に向かっての世紀の大事業でございますので、各面の合意を得るべく努力することが必要だと思ひまして、今日まで各有意識の方々の御意見を広くお伺いする等手続を踏みまして、そして今回議員立法という形で提案をさせていただきます。できれば全会派による委員長提案という形にしたかったのであります。残念ながら共産党さんの御理解を得られませんでした。ですから、自民党、社会党、公明党、民社党、四党の共同提案という形で、議員提案の形で提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

私たちとしましては、この法律が施行後速やかに世紀の大事業が推進されますことを心から期待いたしている次第であります。

○会田長栄君 国会決議というものは法律よりも重たい、したがって国会決議の趣旨を体して政府が

努力するというのは当たり前という話を聞きました。しかし、なかなかそれが思うように前に進まないから今後発議者がそろってこういう法律案を提起したと、このように解してよろしゅうございませぬか。

○衆議院議員(山口鶴男君) 結構です。

○会田長栄君 それで、国会等の移転に関する法律案の中で、我が国の現状について非常に大事なことがこの趣旨説明の中でも提起されました。一つは、「政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより」と、こういうことを申されております。その中で、「人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化」していることまで説明されております。二つ目は、「一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じる」と指摘してあります。

よって、この法律案の中で今後の検討指針として幾つか出されておりますから、それに関連をいたしまして、三点、国土庁長官に御質問いたします。

その一つは、東京圏というのをこれほどまでに発展させてきてしまった要因というのは、実は私は、大きく言って政治にも大方の責任がある、こう見ているんです。そういう意味からいいますと、なぜ東京が今日のような現状になってしまったのかということについて、国土庁長官といたしましてどのように見解をお持ちか、まず聞かせていただきたい。

○国務大臣(東家嘉幸君) 昭和五十年代後半から、東京圏への諸機能の集中と人口の集中は、国際化の急速な進展に伴う東京の世界都市としての役割が高まってまいりまして、ソフト化、サービスタ化といった我が国の産業構造の変化によるものと認識いたしております。

このように、経済的効率性を求める動きが東京への一極集中の大きな要因になったのではなからうかと思ひます。政治、行政機能の東京への集積

もまたその要因の一つであろうと考えております。

○会田長栄君 私は、国土庁は五十二年以来第三次全国総合開発の中で多くの議論をされてきておられますが、この問題を抜きにして今度の法案を審議していくということについては、いささかやっぱり気持ちの上で責任があるのではないかと申すから今お尋ねしたわけでありませぬ。

問題は、我が国の政治そのものが高度経済成長政策というものを余りにも取り続けたところに問題があるし、その政策と同時に、単に人口が集まってきたわけではなくて、結果的にこれは教育的にも文化的にも経済的にも産業的にも、すべて東京に政治的に集約されてきたというところに私はあるんだろうと思ひておるんです。だから、検討指針の中に表明されている中身で、実際東京はこのままでは大変なことになるということで国会等の移転等を中心として新たな都市づくりを提起したんだと思ひておるわけでありませぬ。

今日の状況を踏まえますと、東京だけじゃないんですね。東京圏、近畿圏、中部圏、すべて全国的に、過去で言えば六大都市を中心としてこのような政策が進められてきたところに都市の人口過密の問題と地方の過疎問題が出てきたわけですね。だから、そういう意味では単なる産業経済政策のツケがここに来ているんですというだけでは、ないと思ひておるんです。教育、文化の面で言えばすべて大都市中心に集中させる、こういうものも当然かかわってきているわけでありませぬ。その点のことについて産業経済政策だけでなく、その他の政策も含めて今日の東京圏をつくっていったらどういったような意味を含めまして、その点で長官の所感をひとつ聞かせてください。

○国務大臣(東家嘉幸君) ただいまお尋ねのことをお聞き申上げることがなかなか難しい問題があるかと思ひます。

しかし、今日日本が経済大国となり、そしてまた地方も含めての豊かな国づくりをせねばならぬ

というような方向はやはり要綱の中にもうたわれておりますこととございませぬ。特にまた今お尋ねのような中に多極分散型国土形成法というのがございませぬから、この法律に基づいて海部内閣、宮澤内閣においても国の行政機関等の東京区部からの移転の推進に努めているところでございませぬ。そうしたいらんな弊害を生み出した問題等については、これからの問題としてさらに実施していかなければならないことが今回のまた一つの移転の問題であると思ひておるんです。

実施状況については、ひとつ政府委員の方から御回答させていただきますと思ひます。

○政府委員(内藤勲君) ただいまの大臣のお答えに従ひまして、東京の行政機関の移転の実情の話かと思ひますので、私から答弁させていただきます。

多極分散型国土形成法に基づきまして、行政機関の地方移転というものを進めておられます。昭和六十三年七月に閣議決定いたしました七十九機関十一部隊の国の行政機関の移転につきましては、現時点ではどうかと申しますと、四つの機関が移転を完了しております。そして、大宮、与野、浦和地区というところに地方支分部局の十六機関について移転するということで、今年度用地取得に着手する予定でございます。その他十機関十一部隊が用地取得、施設整備等に着手するなど着実に推進してきておると思ひます。

さらに、政府機関の移転等につきましては、昨年十月政府部内におきまして、国の機関について原則として平成四年度中に具体的移転計画を策定すること、特殊法人につきましても国の機関に準じて移転計画の策定を要請すること等を申し合はせたところとございまして、これらを踏まえて今後とも移転の推進を図ってまいりたいと思ひておるんです。

○会田長栄君 それでは、二つ目の問題であります。行財政改革の声が出されてから久しい。そこで、各省庁の公的機関の地方移転の計画と実行と

というのはどうなっていますか、端的に国土庁長官にお答えいただきます。例えば海部内閣時代、宮澤内閣時代、この二つのポイントに絞って教えていただければ幸いです。

○国務大臣(東家嘉幸君) 先ほどお答えいたしましたように、昭和六十三年に施行された多極分散型国土形成法に基づき、海部、宮澤内閣において行政機関の東京区部からの移転等の推進には今日まで鋭意努めてまいっているわけでございますから、ただいま実施の状況については政府委員から答弁したような状況で進んでいると心得ております。

○会田長栄君 いや、よくわかりません。というのは、私例を言いますが、例えばこういう行政改革で、公的機関、研究機関を含めまして地方に移転しようという方針を掲げて今日まで来た。しかし、現実一例を示せば、例えば文部省としまして、東京の北に西が丘競技場というのがあるんです。そこにスポーツ科学センターというのを新しくつくったでしょう。事実なんです。これ、それは何かというと、東京都民が西が丘競技場で一般的に活用されるところの競技場を、一部利用して、活用して新しい競技場をつくった。これは不思議なんです。本来であれば地方に行くはずなんです。ところが実際には、具体的に一つ一つの問題になりますと、これはやっぱり東京でなきゃだめですと行って無理してつくるんです。

だから、こういうことを考えますと、具体的にそれは海部内閣時代にはこういう方針を出してこういう実行をしてきて今日その成果が上がっているとか、宮澤内閣のときにはこういう計画をして地方にこういう移転したとか、こういうものが私は大事になってくるのではないかと二番目に聞いたんです。せつかく各党の発議者によってこの法律案が提起されて国会でこの法律が決まるというわけですから、成立するというわけでありまして、そういうことを考えると、国会決議は上げたわ、法案はできたわ、一つもこのことに

着実に動かないわ、結果的には東京都圏に施設というものをますます増大させていくんではなからうかという気持ちもあるものだから、ここを確かめておくんでは。

第三点、お伺いします。この法律案が成立いたしますと、これは専門的に調査をして、その結論を出してよいよ具体的な方針が出てくるんだらう、こう思いますが、この調査会の活動報告書というのは何年をめどにしてまとめてもらいたいと山口衆議院議員は思っています。どうですか。

○衆議院議員(山口鶴男君) 会田さんおっしゃるように、地方制度調査会あるいは行革審等、地方分権といいますが地方分権と申しますか地方への権限移譲と申しますか、そういうことについて随分提案もしているし提起もしているわけですが、さっぱり進んでいない。また、御指摘のような閣議決定も十分実行されない。結局、地方分権というものは、少しドラスチックな方法でないとなかなかこれは進まないんじゃないか。そういうことも考えまして、私どもとすればやはり国会等の移転、司法、立法、行政、三権の中核を東京圏から移転する。そして法案の中に、この検討に当たっては、地方分権、地方への権限移譲、行政改革、これと的確に関連づけるようにすることということも特に第四条にうたいました。

結局、なかなか御指摘の点が進んでいかない。そのためには、この際国会等の移転という世紀の大事業をやることによって、今申し上げたような点を推進してまいりたいという願いも込めてこの法律は提案をいたしましたということで御理解いただきたいと思っております。

○会田長栄君 次に、首都機能の移転問題については、昭和五十二年に決定した第三次全国総合開発計画において、首都機能の再配置を国土総合開発政策上の重要課題として提起してあります。これに関連して三点お伺いいたします。

第一点は、昭和五十二年ですから、ここで首都機能の再配置を国土総合開発政策上の重要課題と

して提起しているわけですから、提起して何年目に入りますか。これ、まず一つ。二つ目は、この間、国土庁といたしましてはどんな努力をされてきたか。これは、要点だけで結構でありますから教えてもらいたい。

それから、第三点、この間、この首都機能の移転問題に関連して、国土庁を初め関係者の皆さんから、調査や研究報告書というものが大変出ていますね。どんなものが一体出されているか、項目だけでもいいから聞かせてください。

○政府委員(内藤勲君) 首都機能の移転問題につきましては、先生御指摘のとおり、昭和五十二年十一月のいわゆる三全総ということで国土政策上の重要な課題として提起されたわけですが、昭和五十二年でございますからそれ以降十五年たっているということになります。

それ以降、国土庁において首都機能の移転に関するどういような作業をしてきたかということですが、各種の関連調査を実施してまいりましたが、その成果という形では、首都改造計画というものがございましたし、第四次首都圏基本計画などの策定ということもありましたし、先ほど来話題になっております多極分散型国土形成促進法の制定、そういうような成果もあつたわけでございます。

それから、その間どういような調査物などが出たかということですが、昭和五十八年に、首都機能移転再配置構想調査、概査ということなんです。そういう調査物を出しました。ごく最近では、国土庁長官主催の首都機能移転問題に関する懇談会というものがございまして、その取りまとめが本年六月にまとまりましたし、内閣総理大臣が主催する首都機能移転問題を考える有識者会議というものもございまして、この取りまとめも本年七月にまとめたところでございます。

以上のようなことが主なことだと思っております。

○会田長栄君 次に、この法案が成立します。国の責務というものを第一章第一条で明確にしています。第二章は定義で、多極分散型国土形成と位置づけています。第二章で、九項目が検討指針として第三条から第十一条までに示されています。これに関連してお伺いいたしますが、一つは、検討指針の九項目を考えると、まず第一は国際的中核機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都をまずつくる、国会等の移転先の新都市と東京との機能面での連携の確保を図ると今度はつけ加えています。

そこで、新都市ということにかかわってくるわけでありまして、第七條で、まず一つは災害に対する安全性、地形の良好性、三つ目に水の供給の安定性、四つ目に交通の利便性、五つ目に土地取得の容易性と、移転先の新都市はこういう条件の中でつくられるということがおおよそ出ています。

この五つを考えると、災害に対する安全性と云うところは、地震の少ないところ、洪水の少ないところなど。あるいは地形の良好性となつたら、この良好性というのは何を指すのかというのはいかなかなか難しいけれども、山あり谷あり平地あり丘ありというふうなのが地形良好なかどうか。あるいは水の供給といつたら、既に東京圏を中心としても水は夏はいつも不足。これは東京圏から離れる。交通の利便性といつたら、これは建設省に後ほどお伺いいたしますけれども、東京と新都市の間というのは連携を密にしなきゃだめだ、こういうことあります。土地の取得の容易性、これを言つたら、とにかく土地の安いところはだめ。安いところといつたら何だ。大半が国有地、こういうことになっていくんでしよう。

私が考えてもこういことが考えられるんです。東京圏からこういう良好な地域をこれから調査してまとめるということになってくるんだけれども、一体東京からのどのくらい離ればこういう良好な土地がおありでしょうか。これはちょっと所感だけでいいですから発議者にお聞きしたいです。

○衆議院議員(西田司君) お答えをいたします。

既に委員も御存じのとおりでございます。国土庁におきましては、八十島懇談会というものをかなりな期間を通じて回数を重ねてあらゆる検討をされて、いわばこの法律案のたき台的な指摘を受けておるわけでございます。その中で、今御質問になりました東京から一体どのくらい離れるんだということにつきましては、東京圏から六十キロ圏外、ここを一応想定できるのではないかと、こういうことが言われておるわけであります。

しかし、御質問は各般にわたって御指摘がございましたが、この位置の選定というものは極めて重要かつ大事なことでございますので、今回この法律がで上がりましたら、専門的な立場から、また大所高所からそれぞれの方に御調査研究をしていただきまして、そしてその移転先地が二十一世紀に開かれていく新都市としてどこがよいか、こういう選択がなされるもの、このように考えております。

○会田長栄君 私も本日提案されているこの法案には趣旨を含めて賛成でありますから改めてここで御聞きするわけですけれども、当然こういう法案が成立いたしますと、私は先導的に国の諸施策というものは出てこなきゃいけない。それは平成五年から出るか六年から出るか七年から出るかわかりませんが、先導的に政策が出ない限りこの問題というのはまた検討だけに終わってしまうというふうな気持ちになるから、ここで建設大臣にお尋ねいたします。

当然、交通、通信、その他を含めまして、国の政策が先導的に実行されなければこれは成り立たない、こう思われるんですけれども、新首都の建設に際し、建設省は所管の基盤整備をどのように今後進めていくかとしておられるのか、この点の所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(山崎拓君) 国会等の移転につきましては、ただいまも御議論いただいているところでございますが、二十一世紀における我が国の政治、経済、文化のあり方、とりわけ国土建設のあり方に関する重要なテーマであると認識をいたし

ているところでございます。

国会等の移転先が決まりました場合には、国土庁の首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめの中で、国会等の移転先にあつた新しい新都市像が掲げられております。五ヶ所ございまして、一点は全国民に開かれた文化創造的都市、二点は開かれた国際都市、三点は美しく快適な都市、四点は居住環境の良好な都市、五点は高度科学技術を生かした都市とされているところでございます。このような都市像にふさわしい整備を計画的に進めていくことが重要でございます。その点にしましてはまさに建設省が果たすべき重要な役割であると考えておるところでございます。

具体には、本法案の国会における審議、法案成立により設置される国会等移転調査会における検討状況等を踏まえまして、的確に対処してまいりたいと思っております。

○会田長栄君 次にお伺いしたいのは、自治大臣、東京一極集中を排して均衡ある国土発展を目指すというふうな方針を今掲げて取り組まれているわけですが、これとあわせて、非常に大事な問題として地方分権、この問題が同時に提起されております。この地方分権の推進に当たって、今自治省がどのような具体的な見通しを持って取り組まれているかということについて所感を伺いたいと思っております。

○国務大臣(塩川正十郎君) 地方分権制度につきましては、行革審からの答申がございましたことを受けて、きょうの閣議で地方分権制度についての政府の方針を決定したところでございますが、この推進を積極的に進めていくということと同時に、政府の中に推進本部をつくりまして、総理大臣みずから本部長に就任していただくということ等で強力にこの推進方を図っていききたい、こういう方針であります。

○会田長栄君 最後になりますが、一つは、今度の法案で示されている中身と関連をいたしました、外国の首都圏の移転についてうまくいった例、これはなかなか言い方は難しいんですけども、さほどうまくいってない、まあまあだというふうな、この三つの特徴で今日まで調査していることがあつたらひとつ聞かせてください。

○政府委員(内藤勲君) 先生の御質問の中にもございまして、外国での首都機能移転の例は、かなりあるわけですが、うまくいった例とか、まあまあ、失敗した例というのを私の方からこうだと言っているのはなかなか難しいわけでございます。それだけの国の事情を踏まえて判断せざるを得ないと思っております。

よく話題に出る例で申し上げますと、これはうまくいったとかそういうことは直接関係ないかもしれませんが、首都移転が大変な時間がかかる大事業であると、そういう意味で申し上げるんですが、オーストラリアのキャンベラの例を見ますと、一九〇〇年に連邦憲法で新首都の建設を宣言してありますが、実際に議事堂が移り議院が開催されたのは二十七年後の一九二七年でございます。たし、ブラジリアの例を見ますと、一八九一年、連邦共和国発足に際し新首都建設が憲法で規定されたわけですが、移転完了式典、一応移転完了したのが一九六〇年、六十九年を要したということがございます。

そういうことで、世紀の大事業ということであらうかと思っております。

以上です。

○会田長栄君 まさしくこの問題は、国土庁が全国総合開発の中でも提起しているとおおり、五十二年以来、ここまでの議論で十五年かかっているわけですが、したがって、これは日本にとっては世紀の大事業でございます。答弁では、計画どおりいったのはうまくいったと言っております。計画どおりいかないのは失敗。まあ七、八割、大体計画どおりでなかったのかなというのはいままあなんですよ。

そう考えてみれば、特に私は一つの例としてドイツの例が出てくるんだらうと期待しましたよ。ドイツの例というのはまさに特徴がありまして、都市づくりの特徴があるんですね。そういう意味で成功した例だと、こう言われておりますが、何といたっても大事業でありますから国民的合意というものが非常に大事にしなければいけない。同時に、地方の活性化につながるような基盤づくりにいうものもやっとなきゃいけない。こういうことでありますから、当然私は先導的政策の実施というものは、均衡ある国土発展と申しているんですから、そういう意味ではその中心点をなすものは交通体系であり通信体系であり、なおかつ災害時における問題等があつてくるんであります。

最後にありますが、私が一番心配しているのは、東京圏のように発展してしまつた都市、本当に大正十五年のような関東大震災のようなことがあつたらどうするか。科学技術庁から言わせれば当分心配ない、こういうふうな意見を聞いているのであります。こればかりはそれだけ信ずるわけにはいかない。そういう意味から考えますと、大事業でありますけれども、具体的にこの法案に基づいて調査会が一定のプログラムを設定して、こういう第七條の五つの条件、第二章に示されている九項目に速やかにこたえできるようにしていかなくちゃいけない、こう思っている一人でありますから、どうぞ法案成立後は精力的にひとつ頑張つてほしいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○中川嘉美君 国会等の移転の第一目的、これは言うまでもなく東京一極集中の是正と多極分散型国土形成に資する、こういうことであります。国会等の移転の議論に入ります前に東京一極集中の原因、それからメリット、デメリット、これらについて明確にしておく必要があるのではないか、このように思うわけですが、

そこで、まず、東京一極集中が進んだ原因についてどう考えておられるのか。次に、一極集中に伴う経済的メリットについて政府はどう評価しておられるか。また、一極集中に伴うデメリットはどのような点があるのか。何が一番問題となつておられるのか。簡単に結構ですから、御説明をいた

きたいと思ひます。

○政府委員(鎌谷眞平君) お答え申し上げます。東京圏への一極集中の原因ということでございますが、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、やはり昭和五十年代後半から東京の世界都市としての役割が増大してきたこと、あるいは我が国産業構造のソフト化、サービス化が進んだこと、そういったことが中心的原因であったかと思っておりますが、一方、政治、行政機能の集積ということも一つの要因であったらう、このように考えております。

それから、東京一極集中のメリット、デメリットということでございますけれども、メリットと申してよろしいかどうかなかなか難しいところでございますけれども、やはり一カ所に集中をする、集積をするということによりまして、集積の利益といえますか、経済的効率が追求されたということの一つの事実としてあらうかと思っております。

ただ一方、その反面といたしまして、人口あるいは政治、経済、文化、諸機能が東京圏に一極集中をするという結果といたしまして、デメリットでございますけれども、住宅問題、土地問題の深刻化、遠距離通勤の増大、そういった生活環境の悪化ということが東京圏において生じているということでございます。その反面、地方圏におきましては、経済的困難性の増大、活力の低下、こういったことが生じているかと思ひます。

それから、さらにもう一つつけ加えさせていただきますならば、大規模地震等災害が生じた場合には、東京圏におきまして人命、財産、大きな被害を生ずるということに加えまして、東京圏に日本全体の中核機能あるいは世界都市機能といったものが集まってきたというところのため、日本の経済社会あるいは世界全体に対しても影響を及ぼす、こういうことが懸念されているというところではないかと思ひます。

○中川嘉美君 首都機能移転の必要性あるいは効果といった角度から二、三伺つてみたいと思ひま

すが、一極集中に伴うデメリットを克服するためには首都機能の移転は絶対に必要であるのか、他の多極分散政策を強力に推進するということでは十分なのか、この辺もひとつ国土庁の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(鎌谷眞平君) お答え申し上げます。一極集中を是正いたしました多極分散型国土を形成するということは国土政策の基本でございますので、政府といたしまして、四全総に基づきまして、地域主導による活力ある地域づくりというところを基本といたしまして地方の拠点都市の整備、あるいはテクノポリス法、頭脳立地法等に基づきます地方の産業の高度化、あるいは全国一日交通圏の構築を目指しました高速交通体系の整備、こういったことを進めてきたところでございます。

こういった施策が多極分散型国土をつくらせていく基本であると思っておりますけれども、これに加えまして、政治、行政の分野におきまして対応いたします。国会等の移転ということが図られますれば東京一極集中ではないかと思ひます。こういうことになるのではないかと思ひます。ところでございます。

○中川嘉美君 御答弁は承りましたけれども、首都機能移転の効果ですが、首都機能移転問題に関する懇談会、ここで試算したところによりまして、移転に伴う総人口、これは最大限六十万、このようになっているわけですが、現在の東京圏の三千万人の人口に比べますと、ごくわずかな効果しかないんじゃないかというふうにも言われていたわけですか。この点はいかがですか。

○政府委員(内藤勲君) ただいま御指摘いただきましたように、懇談会の取りまとめでは移転人口六十万という想定をしてございます。これが東京の人口を考えますとほんの一部にすぎないのではないかと、そういう御質問かと思ひます。

しかしながら、東京の政治、行政機能を経済機能などから分離して移転することによりまして、東京中心部の諸機能の吸引力が非常に緩和される

ということになります。ひいては、東京圏への集中圧力の低減が見込まれる、そういう認識を持っておりまして、国会等の移転は多極分散型国土形成のためには非常に重要な効果のある施策だと考えております。

○中川嘉美君 次に、移転の試算によりまして、移転先の施設整備にかかる費用、これは十四兆円というふうになっておりますが、これ以外に道路、鉄道あるいは空港整備、これらに莫大な費用が必要になるわけですか。

また、この移転態で触れられていない問題として、移転先の都市整備に伴う周辺環境破壊、こういったものも当然これは考えられる。そのほか政治、行政機能、さらには経済機能、こういったものは地理的に分離されることによりまして東京と移転先の往復に要するコストというものが非常にかかるのではないかと。

このような首都移転に伴うさまざまな損失についてはどのように考えておられるか、お答えをいただきたい。

○政府委員(内藤勲君) 十四兆円という額はその新しい都市をつくるために必要な経費、それ以外に経費も当然かかるわけでございますが、

新しい都市ができたときに東京と新都市ということでもロスが出るのか非効率な面が出るのではないかと、この法律にございまして、新都市との間をこの法律にございまして、交通、通信体系には十分配慮する、全国的なネットワークにも組み込む、そういうことで、新首都機能の移転に伴うロスはできるだけ少なくするよう効率的な施策を講ずる必要があるかと思ひます。

○中川嘉美君 こういった問題は将来的に当然これは詰めていかなきゃなりません。

次に、発議者にもっと伺いたいと思ひます。本法律によって国会等移転調査会、これが設置されることになりましたが、その審議事項には移転先の選定基準、それから移転の時期の目標が入っているわけですか。そして、その審議結果とい

うものは内閣総理大臣に報告され、国会にも報告されるということになっておりますが、最終的な移転先と移転時期の決定はどこのようにして行うのか、発議者のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(山口鶴男君) 御指摘のように、この法律では検討指針とそれから第十三条におきまして具体的な検討事項を挙げております。

御指摘のような移転場所の問題につきましても、調査会において十分どのような基準であるべきかという議論をいたしまして、まさに国民合意を図るような形で決定いただくことが必要だと思ひます。ですから、この点は私どもこの調査会の運営は調査会で決める問題だと思っておりますけれども、例え地方制度調査会がやっておりますような公開での調査会の運営はやっていただきたいものというふうに期待をいたしております。

そうして、十分な議論をいたしました上で、具体的には総理大臣に報告がある、国会に報告がある。そして、移転場所を決定する法律を当然提案いたしまして、国会で決定いただくという手順が必要なものと考えております。

○中川嘉美君 関連いたしました同じく発議者にもう一点だけ伺いますが、今言われましたように、国民全般から幅広く意見を聞くということは最も大事なことで思ひますが、首都移転の影響を受けるのは東京圏の住民あるいは企業、そして移転先とその周辺の住民等々ではないかと思ひます。現に東京都などは首都移転には反対の姿勢を見せているわけで、独自に東京都民を対象とした世論調査、こういったものを行っているわけですか、この総理府の行った世論調査とは異なる結果となっているようにも感じられるわけですか。

そこで、東京都が反対していることについて、発議者の方としましてはどのように感じられておられるか。また、全般的な国民の賛同が得られても東京都の方が反対しているという場合どのように対応をされるのか、この辺の感触も伺つてお

たいと思います。

○衆議院議員(西田司君) まず最初に、世論調査にお触れになったわけでございます。

私も総理府がやりました調査、それから東京都がおやりになった調査、双方を拝見いたしました。私が感じましたのは、設問事項とか設問の方法とかそういうことによって大分違ってくるなと。それからもう一つは、東京都という一つの地域を限定してやるのとそれから全国レベルで調査をやるのではまた違いが生じてくるなと、このように思っております。

それから、後段のお話でございますが、先ほどからそれぞれ御意見が出ておりますように、この事業というものは本当に何百年に一度の大事業でございます。そのことに対してはいろいろな知恵やそれからいろいろな構想や計画というものが生まれてこなければいけません。一番ベースになりますのは国民の合意を得ることでございます。そのために特にこの法律案におきまして、十八条にとつておりますけれども、調査会の中でいろいろな資料の提出、意見の開陳、また公聴会等を開いて広く国民の方々の御意見を伺い、特に今御指摘になった東京都との問題につきましても意見を伺いながら御理解していただくような方向で進めていくべきだ、このように考えております。

○中川嘉美君 国土庁長官にちょっと伺いたいと思います。  
首都移転先の都市については投機的な土地取引を未然に防止する必要があると思っておりますが、そのためには現行の国土利用計画法による規制区域の指定、こういったことが考えられますけれども、現行法によるこの土地対策で万全と考えておられるのか。場合によっては、新首都やその周辺地域だけに適用する特別立法の制定、こういったことも必要ではないかと思っておりますけれども、これらの点はいかがでしょうか、長官に伺いたいと思っております。

○國務大臣(東家嘉幸君) 現行の国土利用計画法

の対応としては、監視区域の活用や規制区域制度の活用が考えられております。しかし、地価高騰を防止するためには、現行法の活用もさることながら、やはり何らかの特別立法が必要ではないだろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後調査会で十分検討していただきたいと思います。

○中川嘉美君 もう一点だけ関連して伺います。首都移転先に民間企業の事務所などが進出して住宅価格とかあるいは家賃そのものを押し上げることのないように企業の業務施設に対する立地規制、こういったものが必要じゃないかと思われま

すが、移転態では新首都は政治、行政機能に純化するものとしておりますけれども、果して企業の進出を防止することが可能なかどうか、この辺もちょっとあわせて伺っておきたいと思っております。

○國務大臣(東家嘉幸君) 特に投機防止対策については、やはり新首都における土地対策、国土利用計画法の現状の制度では不十分ではないだろうかというふうな見地から、これもまた特別立法が必要ではないだろうかというふうに考えております。

○中川嘉美君 それでは最後に、建設大臣に一点だけ伺いたいと思っております。  
移転機関の職員とかあるいは関連民間企業の従業員のための住宅確保についてですけれども、これはどのような対策が考えられるのか。端的に言えば、六十万人分の住宅を確保することができるといえるのかというふうな問題、こういったことについて大臣のお考えをここで伺っておきたいと思

います。  
○國務大臣(山崎拓君) ただいま中川委員のお話のとおり、六十万人の人口を念頭に置いた住宅確保対策が必要でございます。  
現実には、移転先地、移転機関、移転家族等が決定する段階におきまして必要な住宅数を的確に把握いたしまして、これに対して例えば公務員住宅あるいは公団住宅、民間賃貸住宅、あるいは持ち家のケースもあると思っておりますが、等々の移転

家族の需要に届きまして供給していく体制を整えたい、そのように考えております。

○中川嘉美君 終わります。  
○足立良平君 今までそれぞれ同僚委員の方で、東京一極集中がなぜ起きたのかということを含めまして既に議論がなされておりますから、私は、今日の東京の一極集中といいますが、人口的に見ましても、あるいはまた経済的、社会的に見ましても、これは早急に解消に向かつてやっていかなくやいけないという立場を持ちながらひとつ質問をさせていただきたいと思っております。

それで、なぜ一極集中が生じたかということはいはばどうも出てくるわけでございますが、そこでこれは国土庁長官にお聞きをいたしたいと思

います。  
それそれ今日まで、この一極集中の弊害ということについて着目をして、この東京の一極集中というものを排除していかうかといいますが、均衡ある国土というものを形成をしていかなきゃならぬ、こういう観点で三全総、四全総というものが作成をされて今日まで来ているわけですね。ところが、今日こういう法案を準備しなければならぬというような事態に立ち至っております。したがって、そういう面から従来の三全総、四全総で均衡ある国土の発展というので東京の一極集中を抑制していかうかという意図に基づいてやったにもかかわらずさうなっているというこの原因、この点について伺いたしたいと思

います。  
○國務大臣(東家嘉幸君) お尋ねのような東京一極集中の問題については、やはりこれはゆゆしき問題だと私は考えております。特に今、人口減少県がまたふえ始めて、十八にもなっているわけでございます。やはり四全総に基づく地域の指導による活力ある地域づくりが今後重点的に取り組んでいかねばならないということでございます。

そういうことで、先ほど自治大臣も申し上げましたような観点から地方の活性化、そし

てまたこの一極集中をどう是正するかというような問題等で、例えば閣議で決議されております行政の移転の問題等着実に実行されているとは思いますが、まだまだ具体的な中身に入りましていろいろ私もゆゆしきことだと思ふところもあるわけでございます。

そういう観点から、総合的に、今回のこの首都移転の問題も重要な私は今後の一極集中の是正のやはりかなめとなつていかねばならない大きい課題だと思つて、今後取り組むべきだと思つてお

ります。  
○足立良平君 ちょっと長官、まことに申しわけないんですが、今私が申し上げたのは、三全総、四全総で一極集中というものを排除していかうか、あるいは抑制していかうかということをやったんでしようということですね。しかし、それが達成されておられません。だから、その原因は一体どういふところにあるんでしようかということをお聞きしたんです。これは、国会をどこに移転するにいたしても行政的に今日まで意図してきたことが達成できなかったのは一体どこにあるかということをはつきりしておきませんか、国会をどこかに、どこか知らぬけれども移転しても同じことをまた繰り返していかうかという私には危惧を持つわけなんです。

それで、今長官がお述べになったんですが、私ちょっと十分そこでお聞きできなかったか聞き漏らしてしまったのかもしれないけれども、今おっしゃいましたように、人口減少県が十八県あつて大変なことだ。あるいはまた、その地域を重点的にやっていかなきゃいけない、種々の角度からやらなきゃならない、あるいはまた行政移転というものもやろうとしておられるけれども、まあまあちょっとおっしゃる。そうすると、本当のところ一体どこにこれだけ東京にどんどん集中していったらどうかと。

先ほど同僚委員から、東京の一極集中というのは世界都市化だとかあるいは経済の高度化であるとか、あるいは政治、行政機構の集中化であると

かというふうな原因を御説明になっていただけませんか、もう一度、本当の意図したことが達成できなかったところは一併どこにあるのかということをおおよそ端的に教えてくださいませんか。

○国務大臣(東家嘉幸君) なかなかいかつままで説明することは難しいことかと思ひますけれども、例えば地方振興法、百ぐらゐるんだそうでございます。だけれども、一定の評価はありますものの、しかし大方のその法律に基づく着実なその地域の活性化が図られたかということになりますと、やはり我々は反省すべき問題があるということ、今度の拠点地域の整備のことで法案を承認していただいて、そしていよいよ地域の重点的活性化を図ろうというように今準備しているわけでございますから、そういうことも含めて、今度はそうした成果が上がり得るような、各省庁の協調というものがなければならぬ法律はできておはりなかなか魂が入ってこないと思ひ思っております。

○足立良平君 よく私もこれから勉強してみたいと思ひます。

それで、ちよつと総務庁長官がおいでになりますか、総務庁の方においでになりますか。

ちよつとお聞きをいたしたいと思ひますが、それぞれ各省庁の許可可等の件数、これは数日前でございましたか、マスコミにもちよつと報道されていただけであります、許可可件数というものが漸次ふえてきているというふうに報じられております。各省庁別には結構でございますから、大体総計としてここ三年ほどどういうふうな許可可件数というものは推移をしているのか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(田中一昭君) お答え申し上げます。許可可等の件数でございます。最近発表したものを先に申し上げますが、ことしの三月三十一日現在の許可可等の総数は一万九百四十二件でございます。前年、つまり平成三年の三月三十一日現在の把握時に比較しまして、廃止が

五十八件、新設が二百八十三件でございます。差し引き二百二十五件の増加となっております。三年分をお聞きでございますが、平成二年のものを七回目でございます。ちよつと昭和六十一年の十二月三十一日現在のものがございまして、それでもよろしいでしょうか。

○足立良平君 結構です。

○政府委員(田中一昭君) それでは説明させていただきますと、第一回、六十年の十二月三十一日に調べておりますが、一万五千四百四十四件でございます。約九百件ばかりふえておるということでございます。

○足立良平君 国土庁長官、ちよつとこれは長官の御意見をお聞きしたいと思ひます。

今、総務庁の方から数字を示していただいたわけですが、同僚委員から、一極集中の原因とは一体どういふことかという、経済の高度化の問題であるとか世界経済化の問題であるとか、いろんなことをおっしゃっているわけでありまして、私もそのとおりだと思ひます。ただ、そういうふうな状況の中で、さらに例えばそれぞれの、大阪の経済圏の本社もほとんど東京に移転をされておる、あるいは名古屋の中部経済圏の本社も地域企業以外はほとんど東京に本社を移している。全国の企業も大体東京に本社を移しているわけだ。

そういうことをもろもろ考えてみると、経済の高度化というものは、一方において各省庁における許可可の問題と大変に密接な関係を持っているんじゃないか。したがって、一極集中というものを排除していかんとするならば、行政と経済との関係というものを思い切つたメスを入れていかないと、この問題は国会をどこに移転しようとも、必ず私は今の東京の二の舞を演じることにつながるのではないかというふうに思ひ思ひてならないのですが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(東家嘉幸君) なかなか答えづらいことでございますけれども、私は、国土庁長官として

に任に当たっている、また例えば拠点法の法律後の中身にいろいろ協議に入るとなかなかな、やっぱりそれぞれの立場立場でございまして、それを整合性を持たしていくというこの国土庁の役割というものは、これはもう本当に今後とも重要だと思ひ思ひます。

そういうことで、一つ一つ中身については申し上げていきたいと思いますけれども、きょう午前中も大阪湾のベイエリアの法律を通過していただきました。そうした関西は関西としての文化、経済、あらゆる機能は、やはり地方の、地域のそれぞれの皆さん方の大きなそうした要望にこたえる、それは各省庁が本当に一体となって取り組む姿勢がなければこのベイエリアの法律も生かすことはできない。そういうことで具体的に一つ一つには答えられませんが、まず申し上げましたような各省庁の協議、そして一体性を持って活性化を図ることの意欲が必要ではないだろうかと思ひ思ひます。

○足立良平君 これはちよつと総務庁の方にお聞きしたいんですが、同じような質問で、これだけ、大体これは六年ですか七年ですかの間に九百件も許可可、これは土光さんのいわゆる行革臨調があったとかいろいろな経過がある中で許可可事項、このほかに実際は行政指導という名でいろいろな問題もあるだろうと思ひ思ひますが、そういうふうになんかふえてきている要因というのは、総務庁としてはどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(田中一昭君) たいだいま申し上げたこの七年間のトータルについての分析を私は今手元ではできませんけれども、昨年とことしで、先ほど申し上げましたように、二百二十五件ネットが増加になっております。

この内訳を見ますと、新設された許可可等の内訳でございますけれども、大きく三つに分けられます。

一つは規制の強化を伴う新設でございます。これが七十一件。それから二つ目でございます。

が、規制の緩和。禁止とか制限の緩和でございますけれども、それに伴う新設が七十二件です。そのほか三番目に、支援とか助成等に伴う新設が百四十件でございます。

これら新設の理由を見ますと、一番初めに申し上げた規制の強化に伴う新設のほとんどは、国民の生命、財産の安全の確保とか資源、環境の保護等社会的規制の強化のためのものでございます。例えば悪質業者排除のための商品投資販売業の許可等の新設だとか、あるいは環境保護のための産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可等の新設でございます。

また、二つ目の規制の緩和に伴う新設、緩和に伴う新設というところと変に思われるかも知れませんが、従来一般的に禁止したものは制限されたりして行爲等を緩和するためのものがございます。例えば緊急手当に充てるための救急救命士の免許等の新設でございます。

そのほか支援助成に伴う新設でございますが、これは中小企業の雇用改善等主として産業の振興とか助成等のためのものでございます。

こういう内訳になっております。

○足立良平君 これも確かに、経済が高度化してまいりますと、行政的に相当そういう面できちんとガイドしていかないと、一面性はあるんですが、それは逆に言いますと一極集中というものを大変助長する一つの要因になっているわけですから、これはこの法案の中の四条の中にもその趣旨が明確にされておりますから、私はそれはさらに努力をしてみたいと思ひ思ひます。

ただ、そこでこれは、自治大臣もお帰りになりましたし質問通告していませんから、一つだけお聞きをしておきたいと思ひ思ひますが、地方への権限の移譲の問題、これはまさにもうそのとおりだと思ひ思ひます。確かにそうなんですが、考えてみますと、今の都道府県というのは明治からあいつ規模なんです。経済がこれほど拡大する、広域化してきている。そして、人間の移動も府県を

越えてもうどんどん動いているわけです。そう  
なると、権限の移譲といいますが、実際  
的に現在の都道府県の規模なりあるいは自治体の  
規模というものが本当にこれでいいのかどうなの  
かという問題が、大変これは難しい問題になっ  
てくる。

大変難しい問題でありますけれども、許認可の  
問題というものを、行政的なそういうものをきち  
んと整理していく。そして、一方において、権限  
というものを地方に移譲しながら国土の均衡ある  
発展というものを同時に考えていく。そういう観  
点で考えてみますと、実際的に行政単位というも  
のが今日の経済の実態からすると、あるいは人間  
の行動の範囲からすると、今日の地方公共団体の  
規模でいいのだろうかという感じが私はしてなら  
ない。そういう面では、これは国土庁長官にお聞き  
するわけにもいきませんし、余り時間がありませ  
んから、自治省の方においでになりますか、おいで  
になりませんか。おいでにならない。

それならもう結構です。  
私はそういう面であえて問題の提起だけさして  
いただきたい。そうしませんと、これは簡単に権  
限を各地方に移譲すると言ったいたしましたし  
も、私は各都道府県の実際の各地域の開発の状況  
なりそういういろいろな行動を見ておきますと、隣  
接の県が大体同じようなことをお互いに競争し合  
いまして、実際的には大変に問題点があるのでは  
ないかというふうに私は実は思っておりますから、これはあえて意見だけ申し上げておきたいと  
思います。

時間がもう余りございませんので、そういう面  
でちょっとこれは国土庁の方にお聞きをしておき  
たいと思うんですが、第六条の関係です。  
第六条の関係は私は意味が少し理解できません  
のは、一応この法案をつくるに当たりまして、政  
治と経済と文化の中枢機能が東京に集中したから  
一極集中のいろいろな問題点が出てくる、こうなっ  
ているわけです。そうしますと、いわゆる国会な  
どの移転によりまして政治は移転しちゃう。そし

て、経済と文化は今度新しく六条で国際的中枢機  
能を東京に持たせる。従来の政治、経済、文化の  
中枢機能を東京にしたことよって地方は過疎と  
経済的停滞と文化の画一化をもたらしきてい  
る、こういうふうな規定しているわけですね。  
そうしたら、経済と文化の国際的中枢機能を東  
京に持つてくるということになると、地方の段階  
における過疎と経済的停滞と文化の画一化とい  
うことは全然変化しないというように思えてなら  
ない。しかもそれは、行政機能はいわゆる許認可  
の問題も含めて第四条で整理をしていこうとい  
うことになってまいりますと、これは東京というも  
のいわゆる集中化というものは経済的にはまたさ  
らに進んでいく。しかも、情報化社会の場合に一  
極集中ということはどうも進んでいく傾向を持っ  
ておられますから、そういう面では、情報化社会にお  
ける対応の仕方というのはいわゆるこの六条だけ  
では対応が不可能ではないかというふうな思えて  
ならないのですが、国土庁、発議者の問題です  
ね。発議者、どなたか考え方をちょっと教えて  
いただけますか。

それでは、時間が参りましたから、また後ほど  
ゆっくりと教えていただきます。  
○橋本敦君 国土庁長官にお伺いすること  
になると思いますが、先ほどから論議されてお  
りますように、問題の発端は東京の一極集中とい  
う問題なんです。私も、ここまでひどくなっ  
た東京の一極集中の是正、解消というのは、東京  
に住んでいらっしゃる皆さんの生活の問題、安全  
の問題、そういう観点から一刻も猶予できない  
重大な課題であることは、これは当然だと思わ  
れます。今度の法案は、その前文でも明らかであ  
りますけれども、東京の一極集中というふうな  
現実を照らして、まず一極集中を排除しよう、そ  
れから地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服  
しようということが前文でも問題の発端として明  
らかにされている。

私はず指摘したいのは、先ほどからも議論さ  
れましたけれども、この一極集中というものの原  
因は何かということをはっきりさせるといふこと  
がまず第一である。この問題なんですけれども、  
その点について、国土庁が国会に提出した首都圏  
整備に関する年次報告というのがあります。こ  
の中でも、東京が国際連機能、金融機能、情  
報関連機能、これについてどうも東京への一極  
集中が続いているということを指摘して、これが  
重要な原因だということをおっしゃいます。まさ  
にこういって東京への企業の中枢機能の集中や、  
あるいは国際都市的な文化、情報の機能の集中と  
いうことが過度に行われていることがその原因で  
あるという、その点については長官の認識も変わ  
らないわけですか。

○国務大臣(東家嘉幸君) 今お尋ねのような経  
済、文化、政治、あらゆる面で東京にいろいろと  
集中する原因は、やはり便利さ、豊かさ、いろい  
ろな面でこういう現象が起きたと思えます。やっ  
ぱり地方の問題、例えば先ほど申し上げましたよ  
うな地方の活性化のための法律、幾つかの法律が  
ございまして、それをなかなか生かすこと  
ができていなかった。そういうことで、先ほど申  
上げましたような、拠点地域をつくりましょ  
う、そして一極集中を排除しようというよう  
なことで、やはり首都の移転という問題について  
は今後の分散についても大きな役割を果たしてい  
くものだと思っております。

余りにもお尋ねの範囲が広いものですからどう  
答えていいかわかりませんが、まあ時間もござい  
ますから、この程度の答弁で恐縮でございますけ  
れども。  
いずれにしても、どうしたらいいのかというこ  
とは、やはりみんな考え、今までの問題をどう  
是正していくかというふうなことで、今後積極的  
に取り組んでいかねばならないというところは、国  
民ひとしく認識していることだと私は思っており  
ます。

○橋本敦君 少し私の質問の趣旨から御答弁がそ  
れたような感じがいたしますが、そういう東京  
への過度な集中ということが行われ、それが促進  
されたことについて、今日まで政府・自民党が進  
めてきたいわゆる規制緩和あるいは財界主導の国  
際金融都市化への傾向の助長、そしてまたパブル  
経済の中での地上げの放任といった問題、いろい  
ろございまして。  
過度の一極集中をもたらししたことについて、私  
は政府の方に責任なしとするとはできないと思  
いますが、政府の責任について国土庁長官のお考  
えはどうですか。

○国務大臣(東家嘉幸君) そうおっしゃられます  
と私も申し上げたいと思えますが、日本のあの戦  
後の大変な事態から今日まで、経済大国として、  
いろいろな問題点がありますけれども、やっぱり  
国民は、世界から見た場合の日本、それぞ生活  
というものは豊かになってきたんだと私は思いま  
す。

それは今いろいろな角度から行政に対する批判等  
もございまして、しかし、中央政府におい  
てそれぞれの役割が今日の経済大国につなげたそ  
の行政のやはり一定の評価は当然してしかるべき  
ではないだろうか。その成長の過程にいろいろな  
ずみが生じているわけですから、そのことを  
どう是正していくかということ。すべてが悪いと  
いうふうにとらえるのではなくて、これからど  
う、地方にも力がついてきたんだから地方は地方  
としての役割を果たそうと、等々の問題の論議で  
私たちは進めていかねばならないと思っております。

○橋本敦君 それは私の質問をある意味でそらせ  
る問題だし、ある意味で言えば、政府の責任をこ  
の問題について明確にしようとする姿勢がないと  
いう意味では無責任な答弁だと思えますよ。  
そういう高度成長、東京一極集中の陰で、日  
本経済が発展した、国民が利益を受けたとばかり  
言っておれない。総理府の調査によっても、国民  
はこの一極集中によって四八・六％が地価の上昇  
で困っています。こう言っているではありません  
か。居住環境の悪化で困っているというのが四一  
・一％あるではありませんか。まさに地獄の通勤



ラッシュ、これで三四・四％の国民が困り抜いて  
いる、こう答えているではありませんか。そして  
同時に、地方と東京との格差、これが余りにもひ  
どいという声が総理府の調査でも二九・三％ある  
ではありませんか。

私は、こういった問題について政治を担当され  
る方が政府の責任を率直に見詰めようとしな  
いという姿勢については、重大な疑問を呈さざるを得  
ません。

そこで、一極集中を国民的に解決するという課  
題に取り組むというのは、それは賛成です。そ  
れは賛成だけれども、国会等首都機能の移転に  
よって本当にそれができるかという問題がその次  
に論議されなくてはならない。その問題になりま  
すと、政府機能と国会等の移転によって、そのこ  
とだけで一極集中というものは正されない問題  
だということもこれもまた客観的に明らかだと。こ  
れは長官もお認めになりますか。

○国務大臣(東家嘉幸君) それは、決して首都移  
転が実施されたからといって、すべてが正され  
るものではない。今、行政機関の移転も鋭意進め  
て、地方拠点整備を図ろうというような問題  
等々、そしてまた力のついた地方にも権限をでき  
るだけ移譲しようというところで、やはり国土全般  
の均衡ある発展を図りながら国民一人一人が豊か  
さを享受できる世の中をつくらうということで、  
お互いにそれは知恵を出し汗を流している。政府  
のすべてが、何もこんな電車が込むからお前たち  
が悪いんだというように一点だけで指摘される私  
は問題ではない。これはこれからお互いに是正し  
ていきましようという私は課題だと思っていま  
す。

○橋本教君 私は通勤地獄だけで言っています  
よ。質問を誤解しないでください。

例えば人口集中がどうなるか検討してみましょ  
う。この問題について出された方向づけによっ  
て、人口が約六十万移転することになるとい  
うことが出ておられます。その人口問題ではそうす  
ると東京は今後どうなるんだらうかということ

が、この点について社会経済国民会議新都建設問  
題特別委員会というのが「新都」建設への提言  
というのを提出しておりますが、この提言で見ま  
しても、人口問題についてはこう言っております

「新都」への政府機関移転は、それなりの人  
口減少要因である。しかし、一時的にはともか  
く、長期的にみれば、東京遷都以前においても  
経済都市としてのナショナル・センター機能を  
それほど保有していなかった京都などと違い、  
東京はなお強い成長力を保持することが予想さ  
れる。また、外国人の流入が予想されること、  
若年人口率が高いことから、人口の自然増が  
なり見込まれている。

という結論を出している。  
それからもう一つ、これは衆議院の国会等の移  
転に関する特別委員会の議事録であります。現  
在総合研究開発機構理事長の下河辺さんの参考人  
としての意見があるんですが、ここでは「国会は  
転によって人口が分散する」ということには  
全く関係がないのではないかというふうに思っ  
たりしております。」と、こうおっしゃって、この首  
都移転という問題は「国土計画的視点にとどま  
らないで、政治的視点で国会移転というものを論  
じてきた」とおっしゃっています。だから、地方分  
散型、均衡のとれた国土ということは大事な考  
え方なんだが、そういったこと以上に、問題は政治  
的視点の問題だということにおっしゃっている。  
特に人口については全く関係がないというふう  
におっしゃっている。

だから、こういうことからいっても、一極集中  
排除ということには国会等の移転だけでは基本的  
には問題解決にならない、そういう問題が現  
に残されたままであるというふうな状態は、これ  
は避けたいと思っております。  
次に、発議者の方にお伺いしたいのは、そうい  
う観点に立ちまして、この法案の第六条でござ  
いますか、東京については経済及び文化におけ

る国際的中枢機能はこれは維持していこう、これ  
ははっきり言っております。だから私は東京の將  
来像としてこれは避けたいんだらうというよう  
に見ていらっしやると思うんですが、国際的中枢  
機能として維持していくことであるならば、  
ば、今私が指摘した一極集中傾向というのはや  
ぱりそういう理念で基本的には排除できないとい  
うことがおのずから明白になるのではないかと  
気もいたしますが、この東京の位置づけについて  
一極集中排除との関係をどうとらえていらっし  
やるのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(山口鶴男君) 私ども一極集中を排  
除すべきであると思っておりますが、これは単に  
人口の問題だけではなくて、文化の面、経済の  
面、さまざまあるわけでして、かつて江戸時代も  
政治の中心は江戸だったかもしれないが、文化  
の中心は京都であり、経済の中心は大阪であ  
った。そういう意味では複眼的な状況だったろう  
と思えます。

したがって、東京はやはりニューヨーク、  
ロンドンと並ぶ世界の経済、金融の中心都市であ  
ることは今後も私は変わりはないと思っております。  
その東京の環境をいかに整備していくかというこ  
とが課題であるだろうと思っております。したがって  
新たに移転しますところは、政治、行政の中心と  
して、そして東京との間に機能的なやほり分担関  
係があればよろしいんじゃないだろうかというふ  
うに思っております。

○橋本教君 第六条は、そういう国際的中枢機  
能であると同時に、東京もまた良好な居住環境等  
を備える都市としてつくっていくかなきゃならぬと  
おっしゃっていますね。そして移転先の新都も良  
好な居住環境等を備えた都市と、こうなります  
ね。  
この良好な居住環境を備えた都市としての東京  
という問題は、国会機能等の移転いかんにかわ  
らず、そしてもう一つ良好な居住環境には安全と  
いうことが入りますから、震災対策を含めたそう  
いった措置というものは、これは東京が国会移転

いかんにかかわらず政府の施策を挙げて、これま  
でも国会で論議ありましたから、現実に進めな  
きゃならぬ大事な緊急課題である。そういう意味  
で、この国会等移転と東京をそのような良好な居  
住環境、安全な都市にしていく緊急な施策とは、  
これは国会移転したからできるというのじゃなく  
て、そのこと自体おのずから政府の責任として  
やっつけていかなくちゃならない課題であるとい  
うことを前提として私ははっきり認識する必要があ  
ると思  
います。発議者の御意見はいかがでしょうか。

○衆議院議員(山口鶴男君) 私ども衆議院の特  
別委員会では、各面の有識者の御意見を承りま  
した。特に地震等の権威であります方にもおいで  
いただきましてお話を伺いました。マグニチュード  
八クラスの関東大震災的な災害は直ちに来るとは  
言えないが、しかし安政地震ですか、マグニ  
チュード七クラスの東京直下型地震はいつあつ  
てもおかしくないという状況なんだという御指摘が  
ございました。

私ども、そういう意味では、この東京にあらゆ  
る権限が集中している、特に政治、行政の中枢機  
能が集中している、そういうときにそういう地震  
震がありした場合の危険性というものをやはり  
真剣に考えにやならぬと思っております。ただ、  
だからといって、この首都機能を移転したからと  
いって、東京の地震対策がどうでもよいというこ  
とは我々考えておりません。特に有識者の方の中  
では、この首都機能が移転した場合に当然新たに  
利用できる土地が生まれるではないか、そういう  
土地をできるだけ災害対策に活用する等の問題  
は真剣に国会で考えていただきたいという要望も  
ございました。

私たちは、そういうことも含めて、今度できま  
す調査会で真剣に検討いただけるものと確信を  
いたしている次第でございます。  
○橋本教君 国民はどう期待しているかという側  
面から見ると、東京都が有識者調査を本年  
の十一月にやりますと、二十五日の東京新聞に出  
ておるのですが、国会等の移転による日本経済の

中心地としての東京の地位の変化については「変わらぬ」と、これは五二％。これは先ほどからも議論されているとおりであります。そういうことで、それでは例えば交通渋滞等生活条件、こういったことが改善されるかということについては「ほとんど影響がない」という見方が、これが約三〇％もありますし、今言った交通渋滞の緩和ということについては、これは期待したいという声が多いけれども「ほとんど影響がない」という見方も三〇％もあるということで、なかなか具体的な展望を国民の方からは持っていない。

そういうこともあって、この問題について、国民のコンセンサスが首都移転ということでは本当に得られているかどうかということが次の問題として大事な私は背景事情になってくると思うのであります。

そういう点から言いますと、現在国会等移転について、首都を含めて国民的合意が、コンセンサスができていないという御認識なのか。それとも、そういったコンセンサスは必要であるが、そのコンセンサスを獲得していくために今後とも努力しなきゃならないという趣旨がこの法案にも出ておるわけですが、国民的コンセンサスがまだこれからの課題だという御認識であるのか。国土庁長官と発議者の御認識を伺って、質問を終わります。

○国務大臣(東家嘉幸君) 先ほど国民合意の形成をとということについて、西田発議者からの発言はまさしくそのとおりだと私たちも受けとめております。

再三にわたる調査、国民の認識が高まるにつれて、賛成の意見が七〇％というふうな受けとめております。もちろん、東京都の調査とはこれは違いますが、そこらあたりは……

○橋本教君 反対の意見も七〇％あることを御認識の上で答弁してください。  
○国務大臣(東家嘉幸君) それはしかし地域の問題であって、国民的合意形成ということになれば幅広い意見を評価することが当然だと私は思っております。

○衆議院議員(西田司君) 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、現在御審議いただいております国会等の移転の法律案というものは、これがいわゆる国会等を移転することによって、いろいろ問題を抱えておる東京都の問題、全国的な問題、こういうことの改革の契機になっていくであろうと私は確信を持っております。

そこで、御質問のお答えでございますけれども、今国民の方々がこのことにどれだけ関心を持っておるかということでございますが、これはまだ現時点においては私は成熟はしておらない、このように思っております。ただ、調査会等あるいは今後の政府の取り組み方、こういうことによつてだんだんと国民の理解は得られるもの、このように考えております。また、合意を形成していくことが極めて大事だ、このように考えております。

○高井和伸君 私はきょうは、建設省、国土庁、それから安全保障室、それから最高裁、郵政省にお尋ねしたいと思うので質問通告しておりますけれども、その前に、私がそれなりに考えている前提を申し上げておいた方がよろしいかと思つて、申し上げます。

実は私の出身県は岐阜県でございますが、岐阜県は山の飛騨と町の平野の美濃地方に分かれております。そして、美濃の方は東海経済圏の中心の中の飛騨は何となくどうしようもない。その部分だけでいろいろやろうとしてもなかなか妙案は出てこない。そういうときに、今国会で通過するであろう大阪湾ベイエリアの開発の法案の立法作業に関与することができました。そういう中で感じたことは、やはり大規模に大きな核を持って、大阪湾ベイエリアですと大阪湾の沿岸の土地を再開発していくということが中心に、そして関西新空港中心というふうなことになると思っておりますけれども、かなり大きなプロジェクトを組んでやっつけていかないと東京の一種集中はなかなか拡散できない。

そういうことを思うにつけ、飛騨の私の出身のあたりを問題にするときは、岐阜県の中だけでやってもいけないし、飛騨地方だけでやってもいけない。もう東海全部でやらねばならない。特に愛知県を力をつかりたいと飛騨の山の中は発展しない。そういう場合、やっぱりこの東海ブロックでひとつ大きなプロジェクトをやりたいかないことには、ちっちゃい拠点ぐらいの力じゃなかなかこの東京一極集中は拡散しない、こう確信するに至っております。

そういう面でも、国会等の等も重要でございますが、今度の移転の問題がテーマになったときに、私の発想は、できるだけ中枢機関を全国にばらす。衆議院も参議院も違つていく。最高裁も別のところへ持っていく。行政庁も別のところへ持っていく。こういうことをしないことには一極集中というのは排除できない。幸い国会議員になってから各国へ回ることができて、少し知見をふやしたところで感ずるところは、特にヨーロッパ諸国は危機管理が発展してきて首都機能を各地に分散している、こういう思いをたくさん持っているわけです。そういう現場においてコストはかかるかもしれないけれども、それなりに拡散する方法が必要じゃないか、こう思うわけでございます。

そこで、まず国土庁長官に、国土発展のマスタープランとしてこういった国の中枢機能、国家機関を移すことについてはどんな配置をイメージしておられるか。するべきか、あるいは今後しなきゃいかぬのか、そこらの点についてお考えをお示しくください。

○国務大臣(東家嘉幸君) 私の主催する首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめにおきましては、今後複雑化する社会においては行政がどうしても一体化し総合的に対応する必要がある、行政部分に対する国会の国政調査権の発揮の便を図る必要があることから、国会と行政の中枢部門はやはりどうしてでも近接して立地した方がいい、この方が適当であるというふうな私どもに対する懇

談会の御意見であります。そういうこともあわせて申し上げておきます。

○高井和伸君 建設省にお尋ねしたいところでございますが、建設省が所管されております道路網を中心に考えた場合、私が考えますところ、全国をやはり東京、それから仙台、札幌、名古屋、大阪、広島、福岡といったあたりが一つの中心的な機能、首都機能を持ち得るバックグラウンドがあるというふうな理解をした場合、こういった今挙げました場所は非常に候補地としては、過去に名前が上ったところもありませんし上っていないところもありませんけれども、そういったところに例えば首都機能の一部を持っていった場合、現在の機能でいような面でも都合がないか。そういった面での建設省の所管の範囲からの現状についての御認識を伺いたいと思つております。

○国務大臣(山崎拓君) 今、御高説を承つておつたところでございますが、首都機能を分散して全国に再配置するという構想につきましては、これはいろいろ議論のあるところではないかと存じます。仮にその議論が国民的な合意を得まして推進されるということになりました場合には、首都機能はさまざまございまして、どの機能がどの地域に参るか、そのことによりまして社会資本の整備のあり方も当然変わってくるわけでござい

ました。したがって、今後、この法案の成立によつて設置される国会等移転調査会におきまして具体的な検討が進められると存じますので、その結果を踏まえまして、建設省としまして、住宅、社会資本の整備を行政としてお預かりする立場でございますので、検討をやつてまいり、的確に対処させていただきますと考へているところでございます。

○高井和伸君 内閣の安全保障室にお尋ねしますけれども、危機管理の側面から、ある意味では、この震が関、永田町かいわいが壊滅的な打撃を受けた場面においては日本のあらゆる機能がパンクしてしまふんじゃないか、こういうふうな思いが

し、防衛白書を見ますと、「日本の防衛」の中の第六節「その他の諸施策」というところから有事の問題が出ております。そういうところでもいろいろなことが書いてありますけれども、有事の場面などを想定した場合の首都機能の集中という側面はどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○政府委員(尾玉良雄君) 有事なりあるいは緊急事態に於いてのお尋ねかと思いますが、通常の行政の体制では、適切に対処することが難しい重大緊急事態あるいは緊急事態の発生につきましては、その未然防止のためには平常から関係省庁が緊密な連携を保っていることがまず必要であろうかと思っております。また、こういう事態が発生した場合には、政府が一体となって、その事態の拡大の防止であるとか事態の早期原状回復のための努力、こういうものが機動的、効率的に行われまして事態に対処することが重要であると考えております。

実際にそれらの事態が発生した場合には、事案の態様に応じて、政府では速やかに内閣などに対策本部を設置しまして所要の措置を講ずることとなりまされども、このようにないわゆる危機管理の側面からいえば、行政の一体性だとか総合性を確保するために行政の中核的なものはある程度近接して配置されるように配意し、平生から相互に緊密な連絡を保ち、そしてその過程におきましては防災対策等につきましても総合的に十分検討されていることが望ましいというふうな考えっております。

○高井和伸君 最高裁にお尋ねします。本法律案の第一条の冒頭に、「国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中核的なものを東京圏以外への移転」ということで、司法も射程距離に置いておられます。

諸外国を見ますと、行政と違つて司法というのはそれなりに安定したというか、余り時間的に、スピードを要求はされていりませんが、要求されてないという側面から、非常に移転には適した機能のセクションじゃないかと私は思っております。

が、最高裁としては、こういった東京一極集中という観点からはどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 国会等の移転に関する法律案を御審議中であるということ、私どもももちろん承知しているところでござい

ます。東京へのいわゆる一極集中をどのように考えていくのか、またそれに対してどのように対処していくかという問題は、極めて高度な立法政策、行政政策にかかわる問題でございまして、広く国家的見地から検討されるべき問題であらうと認識しております。

私どもとしましては、今後、立法府、行政府の動向を見守りつつ、司法の機能ということ念頭に置きまして検討してまいりたい、このように考えております。

○高井和伸君 郵政省にお尋ねします。今までのお話を聞きますと、方針を決めていただかないと検討はしませんという感じがなくて決めたもつた方がいんごんという意見だと思

いますが、今までのお話を聞きますと、特に行政機能は立法府と余り離れちゃいけない、効率性からも一体性のゆえからも離れちゃいけないという意見がかなり多数意見だったと思うんですが、私の方の意見、少数意見ですけれども、

そういういた多数意見をクリアするには、情報面からどこへ行っても御安心ですと、こういうインフラ整備をしていただければこれは一発で決まってくる世界じゃないかと思うんですが、物流の世界でも同じじゃないかと思つたけれども、物

海外主要都市との間の交流でありますとか、もちろん大都市内部そのほかにおきまして、円滑な情報交流やあるいは生活や文化機能の交流といった面を目指すということにならうかと思つた

ための高度な情報通信基盤設備あるいは中核的な施設の整備の方法などにつきましては目下勉強中でございます。

○高井和伸君 今まで一当たり各省庁のお考えを聞きました。これから調査会を置くというわけで、調査会の問題に移りますけれども、きょう、この議員立法の法律によりまして調査会のメンバーのところで見ただけ私の立場から申し上げておきたいと思

います。調査会の委員で、衆議院が八名、参議院の議員から六名という、バランスがとれていないというのが私の基本的な見地でございます。なるほどい

ろんなものを全体的に把握するわけですから余り無理も言えない世界じゃないかと思うんですが、

これも、少なくともハウスが違つて、そして理念的には衆議院と参議院は別のところへ行つても一向に構わない。現に、国立国会図書館で調べました、上院と下院がどのぐらい離れてるかというのをちょっとピクチャアップしていただくと、

そういつた側面からいって、何だか縛りがかかっている、国会移転といえは衆議院と参議院が一緒にどこかへ行くんじゃないか、だから定数に

バランスがとれていなくていいんじゃないか、こういう発想があったのじゃないかと思つた

から、私の思うのは、同数にすべきだと言っている基本的な見地がございました。そういう意見が、当初の案が七と四だったのが八と六に是正されたというところで、

参議院は衆議院におりませんので余り無理も言えませんが、参議院に連合参議院があるということも衆議院の皆さん方にぜひ御認識を願うということをお条件に、いろいろ問題があるということ

を考へながら私は一つ意見を述べておきたいという気持ちでございまして、きょうは、提案者の方々首を振っていただいておりますので、これ以上申し上げません。

それで、私が考えますのは、例えば今郵政省の方から御回答がありました、やはり世界との窓口という機能がやはり望まれる。大阪湾ベイエリアにおいては関西国際空港。今中部の方では中部国際空港を目指していろいろやっております。そういう拠点で言いますと、

それをカバーすべき物流の世界、情報の世界、いろんな世界を持つていけば、フォーアアップすればいいんじゃないかというのが私の基本的な発想でございます。

特に先ほどの危機管理の安全保障室長さんのお話だと、ヨーロッパの諸国を見ますと、例えばオランダで言えばハーグとアムステルダムとロッテルダムにきちっと三極分けてやっている。ドイツでも、聞くところによれば、大蔵省や外務省や法務省はこれはベルリンへ移すと、防衛庁やそれから郵政省はボンに残すと。こんなことを平然とヨーロッパはやろうとしているときに、先ほどから一体的な効率のみをおっしゃっておられるが、少し安全保障についての認識が甘いんじゃないか。

これから特にそういった面からいったら、今後の検討方針、国民のコンセンサスという問題を先ほど橋本理事もおっしゃられました。そして東京の二の舞になるんじゃないかということで足立理事もおっしゃられました。そういう二の舞になるようなどこか一カ所へぼつと持つていくような発想は、私はとても危険な発想じゃないかと思うことを最後に述べまして、総括的に国土庁長官にお話を伺っておしまいにします。

○国務大臣(東家嘉幸君) 今、御指摘なされた問題は先ほど答弁申し上げたとおりでございます。しかし、そういういろいろな角度から今後調査会で御審議なされることをよく踏まえて、そして政府としては対応していくべきだと思っております。

○委員長(井上孝君) これより、内閣総理大臣に對する質疑を行います。

○小川仁一君 たいま御説明のありました自民党、社会党など四党での共同提案の国会等の移転に関する法律案につきまして、官澤総理にいろいろお伺いいたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

初めに、首都機能移転問題についての総理の認

識についてお尋ねいたします。

官澤総理は、これまで首都機能移転についてどのようなお考えを持っておられたかを検討いたしました。自民党総裁選のときの政策でも、また「美しい日本への挑戦」や「再び旗を掲げよう」という総理の著書や対談集も読ませていただきました。それらの本でも、やはり首都機能移転についてはお触れになっておりません。総理が首都機能の移転について積極的に発言されたのは、首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめが出されてからのことであると覚えております。

そこで、総理、首都機能移転について、長い政治生活の中でどのような認識を持っておられたのか、また現在どのようなお考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題は非常に内外に及ぼすところの大きい問題でございますので、確かに私自身が自分なりの考えをまとめて持つていくことは長いこと自分にできずにおりました。おまえの書いたものをいろいろ読んでも出てこないとおっしゃいますのは、実はそのとおりでございます。問題をいろいろ考えてはおりましたけれども、いかにも及ぼすところの大きい問題である。仰せられますように、総理大臣の私的諮問機関である有識者懇談会の御議論を伺っております。少しずつ事柄の方向が見えてきたということでございますが、このたびのこの法律案の殊に前文の中で述べておられることがやはりこの問題の一番根本のところであろう。殊に、それも前文の一番初めのところでございますけれども、大戦の荒廃の中から今日の日本というものができたが、その日本の中で精神的充足を求めた機運が大きくなってきたこと、また多様な地域文化を大事にしななければならないという意識が高くなってきたこと、それから全世界との連携を強化することが大事になってきたこと、言ってみれば、この三つの要素があつて、そしてこういう国会等の移転に

関する発想が生まれたのであろう。そして、最後にございますように、国会等の移転を改革の契機として活用すべきであるというふうに述べられておりますが、まさにこういうことがこの問題についての認識であろうということをおもいます。私自身もいわば御教示を得たと申しますか、そういう考えを自分としても理解し、そして推進しななければならないということをお願いいたします。

○小川仁一君 次に、政府の方針、今のような御認識についての方針でございますが、国会は既に二年前に衆参両院で国会及び政府機能を移転すべきであるとの決議をいたしております。今度の法律の中では、第一条で国会並びに行政及び司法に関する機能の中核的なものを移転するとしておりますが、一つは行政府の意思決定はいつどのような形でおやりになるお考えでしょうか。また、三権の一つである司法府においても移転の意思を表明されるべきと思っておりますが、これについてどのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 法律の中で、これは第一条でございますが、「国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中核的なもの」というふうに言っております。

そこで、具体的には、設けられました調査会におきまして、その調査審議の結果を踏まえまして行政府としてもどのようにするのかがいいかということがおのずから出てまいらると思っております。調査会においては当然のことながら司法を含みまして幅広い分野の意見を聞かなければならないと思っております。そういう中から、司法を含めたいわば三権の機能のうち中核的なものの移転についての具体的な方向が出てくる。また、調査会はそのようなことをしていただく機能を持つておると思っております。そういうふうなことをまいりたいというふうな考えをしております。

○小川仁一君 そのことに関しまして、次に私どもがかねて提唱しております地方分権の実現について総理にお伺いをいたします。

総理は、ことしの七月二十一日、私の選挙区でもある盛岡市での記者会見において、当日提出された首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめについて御発言なされました。その取りまとめは首都機能移転が行政改革の推進の大きな契機となる指摘しておられます。さらに行政改革の中で一番おくれたお述べなれた地方分権だ、財源も地方に配分すべきだとお述べなれたように記事からうかがっております。新首都建設の大きな理由として挙げられている東京の一種集中の原因の一つは、行政の権限、財政の権限が中央に集中していると指摘する識者もございまして、総理のこの記者会見での御発言は、新首都建設に当たってはより一層の地方分権、財源の地方配分を行うという御決意を表明なされたものと思っております。いかがでしょうか。地方分権、地方への財源配分についてどのようなお考えをお持ちになつておられるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 憲法で定められておりますことの中で一番実行がおくられておられます。私は地方自治であらうというふうな思っております。行政の再配分ということとは、戦後間もなくから言われてきたわけでございますけれども、憲法が期待してきているような形での実施というものには私は十分に達成されていらないというのが現実であると思っております。

一つは、我が国の近世においてそういう基礎がなかった、あるいは明治政府の場合に強度な中央集権を必要としたといったようないろいろ沿革によるものかと思っておりますが、とにかく現実の問題として、地方分権、地方自治ということが極めて不十分に行かれています。そういうことが我が国の実態であると思っております。そういう意味では代々の行政改革におきましてこの問題が取り上げられ、実は今回の行革審でも私はこの問題を取り上げたいと思っております。つまり、中央から地方への分権ということ、もう一つ官から民へといひますか、規制緩和、この二つのことを行革審にお願いしておるの

でございまして、このことが国会等の移転に関する法律案といわば裏腹になっておるといふふうに思っております。

実は、この国会等の移転に関する法律案の総理大臣の諮問機関、有識者懇談会におきまして一委員から、国会等の機能が移転したときに、そこへ今持っている権限を全部持って行って空手では困りますよ、それは全部地方にも渡して空手で行くぐらいつもりでもらわないと困りますよというお話があって、それは今小川委員の言われますように、両方の問題が極めて緊密な関係にあることを示しておるものというふうに思っています。

○小川仁一君 地方分権を非常に大事にお考えいただいていることに、私たちこの法案を通すに当たっての前提事項でありますだけに、総理のお考えを非常に多といたします。

同時に、この首都建設に係る費用の調達問題を総理にお尋ねいたします。

国土庁の首都機能移転問題に関する懇談会は新首都建設の費用を十四兆円と試算いたしております。これは首都に必要な空港、鉄道、道路網などの交通手段の整備の費用は含んでおりません。今を去る千二百年前の平安京遷都の詔で、やまかともうつくしく、よものくにたみ、四方の国民がわという意味でしょうね、集まるにも便利であり、山河が取り巻いて自然に城をなしている、こう言って遷都のお話をなさったようでございますが、首都の条件として他の地域との交通が確保されなければならぬということはずっと言われているところでもあります。

今日、その費用を考えてみますと、これは並大抵の費用ではございません。例えば外国の例で見てもみますと、オーストラリアの首都であるキャンベラの建設は決定から事業開始までが十五年、国会完成まで三十年もかかっております。また日本の場合、筑波学園都市の建設も昭和三十八年の閣議決定以来十五年もかかっております。この新首都の建設はいわば二十一世紀の長く重い課題だと考えます。高齢化社会も間もなく到来してま

います。こういう時代に、非常に多くの費用を投ずる財政的な余裕といえますか費用の捻出ということも総理にとつては非常に大きな問題だろうと思えますが、ひとつこの際、総理の豊富な経験と申しますか二十一世紀の我が国の財政の展望など、もしおありになりましたら、お聞かせ願いたい。

また、年明けに通常国会に財源法を提出する、こういうお考えもあるようでございますから、それも含めて、十四兆円にも上るお金をどのように調達するのか、将来はどういう方向でというふうなことを、非常に概念的であつて構いませんから、お話し願えればありがたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) なかなか後段の問題には上手にお答えできませんけれども、確かに二〇一五年あるいは二〇二〇年ぐらいに我が国の高齢化のピークが来るであろう。恐らく六十歳以上の人口が全体の二五％ぐらいになるといふように推測されておりますけれども、そのときには日本の経済は今のような力があるいは持っていないかもしれない、片一方で社会保障の負担が相当重くなりますから、しかしその後にはやや正常にまた向かつていくと思ひますが、ただ私は、大変客観的に聞き取りになるかもしれませんけれども、日本の経済の力をもってすればこの仕事というものは十分にこなせる、そのぐらゐな経済力は私は十分に持つておるといふふうに思ひます。

どのぐらゐの財源が要るだらうかということは今ほとんど想像もできないこととございますが、恐らく調査会ができませんと、対象の範囲とかいろいろなことから、どのぐらゐの財源といふところまでいきまされども、少しずついろいろな基礎データを収集していくことになると思ひます。いずれにいたしましても、日本の経済力をもってすれば、そういう観点からは私はそんなに大きな大きな困難とは思ひますか不可能だといふような難しさがあるとは思ひます。

ただ、この経過期間でございますね、事業が始まりましてから終了するまでの間の経過期間が余

りに長いときには、これはまた国民生活はもちろんです。経済発展にも支障が起るおそれがございますので、余り長い時間をかけることはいかぬものであらうかということは一考を要します。もし、そのところが非常に上手にいきまして計画どおり事が運んでまいりますと、確かに相当な経費ではございますが、移転そのものがまたGNPにはプラスに働かざるを得ないから、かえつてそこから我が国の経済が強くなる、整備されるというそういうプラス面も決してないわけではありませんが、そういう意味では我が国の経済力をもってすればそんなに心配をしなければならぬような状況にはならないのではないかと

多少案観に過ぎるかも知れませんが、そのような考えを持っております。

○小川仁一君 最後になりますが、地方の振興についてお尋ねをいたしたいと思います。

首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめの発表の後に行われた都道府県知事を対象としたアンケート調査では、三十六都道府県知事が早急に取り組むべきだとの見解を示しているという事です。

先日、直接住民に接しておられる町村長さんたちに私をお話を伺いました。この方々は、都というのは法律で決めるものではない、住めば都というのが、自分たちは今住民の皆さんが住んでいるところが都だと思つてくれるような町づくり、村づくりをしていられるとおっしゃるわけですね。ですから、首都建設が新たな一極集中を生み出すのではという方々の考えとは逆の立場になりますし、そのような形ではなく、地方分権あるいは地方財源等さまざま申し上げました対策が必要になるのではないかと

この有識者懇談会の取りまとめの中では新首都は政経分離方式というふうに考えられているようですが、これは結局政治の中心は新首都、経済の中心としての東京に終わってしまい、逆に、二極集中みだいな結果になるのでは二十一世紀の日本

を考へる上で非常に意味のないことになってしまふのではないかと。そうでなくても地方の振興をどう政策的に保証していくかという課題は、この新首都建設と同時に求められている国民的な課題だと思ひます。

首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめで述べられているように、この新首都建設は二十一世紀における人心一新、望ましい国土構造の実現、こういう二つの大きな柱を持つておりますが、これは地方にどのように向けられていくかということが大きな課題だと思ひます。二十一世紀の日本をどのように描くか。今、町や村で苦勞をなさっている方々の気持ちにこたえるようなお答えをいただきたいと思ひます。

同時に、この問題は国民の合意と言つておりますが、総理の非常に強い指導性、積極性があつて初めて問題の発展につながると思ひますので、あわせてお考えをお聞きして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げたことにも関連をいたしますが、確かに、この新しい首都機能を持つた移転先に移転ができたといつても、そこが一極集中のもとになるのではこれは問題は解決しないわけですね、また仮に経済というものがそこと離れて東京なら東京といふところは一極集中してはこれもまた問題を十分解決したことになりませんから、そういうことはそういうこととして、今の一極集中といふのはそれ自身を改めていかなければいけない。

そのことは、実は全国総合開発計画でも何度もその方法について、かつての新産都市以来、あれからもう三十年近くたちますけれども、何度か四全総に至るまで御承知のようにいろいろな方途を考へているわけですが、十分になっておりません。

このたび、前回の国会で地方拠点法というのを成立させていただきました。これによって地方に新しい拠点となる地域を幾つかつくりたいということをお考えしておりますが、この法律

とは関係なく、いわゆる一極集中の排除というのは別途に地方分権の立場から考えていかなければならないこととございまして、この法律の施行というものがそれを助けることになることは確かでございますが、それと並行しながら地方分権そのものを推進していきまないと、どこかの一極にまた集中するというのでは結局目的を達しないことになりまして、それは十分考えてやるべきことだと思っております。

○中川嘉美君 私に与えられた時間が十分でございまして、簡潔にお尋ねをしまいたいと思っております。

国会や中央官庁等の首都機能を東京圏外に移転して新首都を建設するという大事業は、国民の合意形成が不可欠であるという事は言うまでもないこととありますが、同時に、政府が本腰を入れて取り組まなければならない、そうしなければ決して実現するものではない、そういうものだと思います。

宮澤内閣の生活大五カ年計画では、首都機能の移転について行政府としても積極的に検討し基本方向を示す、このように述べておられますけれども、この基本方向については既に首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめ等で具体的に示されている。今後はそれらを踏まえて、行政府がどう取り組んでいくかにかかっているわけでありす。

そこで、首都機能移転問題に対する総理の基本認識、また政府の今後の対応方針等について御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(宮澤善一君) 先ほどもお答え申し上げましたことと多少重複をいたしますけれども、まず国民意識の問題でございますが、総理府が首都機能移転に関する世論調査をいたしました。今年の七月のこととございましたが、いろんな問題について答えが出ておりますけれども、何らかの形で首都機能の移転に賛成であると言っておる答えはほぼ六割でございます。そして、その首都機能移転問題というのを見たり聞いたりしたことがあ

るといふ人はほぼ八割に近いのでございまして、国民の関心というものはかなりの程度に高いと考えてよろしいのだと思っております。

そこで、そういう中で首都機能移転というのは、やはり今お話しの一極集中の排除ということに密接に関連いたしますけれども、もともと基本のところではこの法律の前文に述べておられますように、やはり敗戦後の五十年たちました我が国がこれだけの国になって、しかし国民が物質的な豊かさとはそれとして、やはり精神的な満足感というものを十分に持っているのかどうかというようなこと、あるいは東京等に一極集中があったために地方、地域の文化あるいは産業というのが十分に発展していないのではないかというようなこと、あるいは日本全体が世界との連携をこれだけ深めておりますが、世界との連携をさらに強化する必要があるのではないかということ。

そういう問題意識がこの国会等の移転についての法律案の志向しておられるところだと思っております。私もまさに生活大五カ年としての日本というのは、こういう方向でこの問題を考えていかなければならないのだというふうに思っております。

○中川嘉美君 いずれにしても、国民の合意形成を図りながら政府としても具体化に向けて積極的に取り組んでいくという、こういう必要があると思っております。

そのためには、閣内に国会等移転問題の担当大臣、こういったものを置いて対応すべきではないかというふうに考えますが、総理の御見解はどんなものか伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤善一君) この法律が成立いたしますと、まず調査会の設置がなされます。そこで調査が進んでまいります。その調査の段階で直ちに各省庁の間の事務の調整ということが必ず必要になるわけではない。調査にはかなり長い時間、長い審議が必要であると存じますが、その段階ではまだまだ各省庁の事務上の調整というものは恐らく必要にはならないであろう。しかし、これが具体的に移転に向かっているステップを踏むよ

うになりますと、各省庁の調整というのはかなり複雑になってまいるかもしれません。ただいまのところ、したがってこの調査会の運営については国土庁長官を中心に各省庁が協力をしていけばそれで十分であろう。将来、中川委員の言われますような必要が生じましたら、それは担当大臣を考えるのによぶさかではございませんけれども、いろいろ行政簡素化との関係もございまして、ただいまの段階であれば、国土庁を中心に行政をやっていくのに支障はないのではないかと、このように思っております。

○中川嘉美君 東京都とそれから都議会公明党の方から、このたびの移転問題に関連して次のような趣旨の強力な要望が実は来ております。総理がちょうど御出席でもありますので、この際の二点に関する総理の御決意を伺っておきたいと思っております。その第一点は、一極集中を是正し、地方の活性化を図るためには、国会等の移転だけでなく、行財政権限を中央から地方へ大幅に移譲する地方分権の実現が不可欠である。このため、国会等の移転の検討にあわせ、早期に地方分権の実現に向けて具体的方策を示し、積極的にこれを推進すること。

第二点は、東京における震災対策及び過密対策を早期に講ずるとともに、積極的にこれを推進すること。東京における過密状態、これはもう深刻でありまして、震災対策等について積極的に推進してもらいたいという趣旨でございます。

ちょうどきょうの午後四時半、都議会本会議で私も総理にこの件についてお尋ねするということに關しての報告がなされるというふうに連絡が先ほどちょっと入りまして、それは予定としてはそういうことだからとお答えしておきました。ちょうど今四時半で、今ごろ東京都の本会議の方でこのことが報告されていると思っております。この二項目について、総理の御決意のほどをぜひ伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤善一君) 第一点は先ほど小川委員にも申し上げたところとございまして、先ほど、やはり行財政の再配分を断行して地方に十分な行政権、財政権を与えるべきだということ、これは戦後今日まで何度か言われて十分に実行されていなくてあります。それで、行政改革のこれがどうしても私は主眼でなければならぬと考えておりますことは御指摘のとおりでございます。

次に、この法律によりまして国会等の移転が行われますが、その場合に東京都がどういうことになるかということ、これはまたこれとして大切に調査会で考えなければならぬ問題だと思っております。それは、移転に伴う東京都の整備に関する基本的事項を調査会の審議事項として法律が掲げておることから明らかでございますが、仮にこの新しい移転先についての人口が移動するであろうかということも考えてみましても、東京都がこれだけ大きな人口に近いものをなお持ち続けるということとは恐らく否定できないところでございまして、その東京都をどういうふうにするかということ、移転がありましようと思っております。少しも変わらない重要性のある問題だといふふうに考えております。

ですから、依然として東京都には過密の問題があり、地震対策の問題があり、いろいろ我々がきょう悩んでおりますような問題を持ち続けると考えなければなりませんから、それについての処理、対応をどうするかということ、やはりこの調査会で一生懸命検討しなければならぬ問題だと思っております。

○中川嘉美君 東京都の方の要望実現に向けて、最大の努力をひとつ今後ともお願いしたいと思っております。

最後に、一点だけお聞きしますが、国会等の移転に関する諸事項について何回か伺いました。これらの事項は国会移転といういわゆるハード面に重点が置かれているわけでありまして、しかしながら、国政について言うならば、我が国の歴史の歴史が示すように人心一新というソフトの側面が今こそ問われているんじゃないかと、この側面

うに思うわけでありませぬ。

今回の移転が歴史的な大事業という事であるならば、そのことに着手することは結構であるとしても、その前に、今こそ政治改革、さらには行政改革というものを断行しなければならぬときではないか、このように思うわけですが、最後に総理の御所見、御決意等を伺って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはまさしく御指摘のとおりだと思ひます。この前文において言っておられる精神的充足を求めるといったようなことも、やはりそういうことに関連があると思ひます。

殊に現在の政治状況、このような国民からの不信を招いておりました、これは政治改革によってこの不信にたえていかなければならないと思ひますが、やはりこういう大きな首都機能の国会等の移転という事になりますれば、その間、何と申しますか、おのずからこれは国民の心がやはりそれに伴って新しくなっていくと申しますか、そういうことが非常に大きな効果あるいは結果になつてくるであらう。俗に居は心を移すと申しますが、そういう意味での観点もこれはあるいは一番大事な一つの観点ではないかと考へておりました、調査会でも十分考へてもらいたいと思ひます。

○足立良平君 私の方も質問時間が十分でございませぬから、端的に御質問をしてまいりたいと思ひます。

私、質問の趣旨はまた別途申し上げていたんですが、お話を聞いておりましたら大体私の予定していたのは出ておりますから、余り外れないようなことで進めたいと思ひます。

私、きょう総理の答弁を聞いておりました、実は私考へておることと本当に似通つておるといいますか、大変心強く思ひました。先ほどの答弁の中で、現在の憲法の中で一番おくれられているのは地方自治ではないかというふうな御認識、あるいはまた地方への分権なり規制緩和というものをこ

れから徹底してやっつけていかなければいけない、このように総理の御答弁があつたわけでありまして、まさにこれが今日の我が国の置かれてある政治、経済、そういう面から見ると一番重要な課題なんではないか、実はこのように私も考へております。

その上で、ちょっとこれはアドリブで申し上げてなんですけれども、総理も先ほど御答弁でございまして、四全総、三全総も含めまして今日まで本当に一種集中を排除しなげやならないというところで盛んにやってきたけれども、やっぱりどんどん進んできています。それから、規制緩和といふことも本当にやっつけていかなければいけないといふことがわかりながら、その前半の論議、国土庁長官とも少し交わさしていただきましたけれども、行政における許認可といふことも、これも年間百数十件から多いときは二百件くらいコンスタントに実はふえてきていますわけですね。

そうしますと、先ほど総理の御答弁の中で、許認可権なり規制緩和といふものを進めていかなげやならない、こういうふうにおっしゃつておられますが、本当は大変難しいことだらうと。やらなきゃならないといふのはもうここにおる皆さん方なり、すべての行政にかかわつて、皆さん方もそう思つておられる。にもかかわらず、それはほとんど膨張してきています。それで総理もそういうふうにおっしゃつておられる。

総理、これは一体どういふふうにしたら本当に簡素な行政といふものを達成していくことができないといふふうにお考へなんでしょうか。これはアドリブで申しわけないんですが、もしお考へがあらうたらちよつと聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 戦後何度も言われながら、なるほどという成果を得ないままに今日に及んでおりますことは、本当に問題の難しさを物語つておることには違ひございませぬけれども、しかし、やはりこれだけ例えはハイテクの時代になつておりますし、あるいは交通、通信の情勢は一変しておるわけです。

一変しておるわけです。

そういう中で、今までどおりの行政なり規制なりが行われなければならぬといふことではないはずでありまして、そういうことからやっぱり問題を考へておいて、これはなかなか政府あるいは行政部内からはそういう改革案といふのは出にくいものでございまして、やはり行革案といふたよるなところ考へてお出しただいて、それから先が難しいので、それをどうしても実行しなければならぬ。かなりの抵抗を排除して実行しなければならぬが、明年はまたそういう答申を出していただきたいと思つておりますので、何か、何とか実行をしたい。

これは、もちろん国会の御理解と御協力がぜひとも必要でございませぬけれども、そういたしたいと思つております。

○足立良平君 そういう面でも総理もひとつ懸命の努力をいたしましたかと思ひます。

ただ、規制をすべてなくしてしまへばいいといふふうには私は申し上げておるわけではないんです。今、総理がおっしゃつたように、これだけ経済が高度化してきておるわけでありまして、そういう面でも新たに行政として経済をコントロールしていくということが必要になってきています。ただ問題は、既に陳腐化してしまつておるものもそのまま残つて、ずつとそれが累増していつておる。ここに一番の問題点があるし、それは行政の停滞をもたらしめてまいります。

ですから、新しい経済社会なりあるいは国際的なものの変化に伴つてそれは新たな視点で考へなければいけません。既に古くなつたものに対しては思い切つたそういうものを見直さなければならない。この法案の中にも四條に明確になされておるわけでありまして、そういう観点でこれは一度考へてみるということが私は大変に今必要になってきておるのではないかとお考へておると思ひます。

がずつと行われておりました、今ちよつと沈静化してはいるようでありませぬけれども、考へてみますと、やはりこれは許認可の問題なり行政指導の問題と密接なかわりを持つておるわけでありまして、日本経済といふものは、国際化してくればくほど逆にならぬ問題を明朗化といふか明確化していかないと対応できない状態になつてきておるわけでありませぬから、そういう面からしてもやはり一般的には国際経済に対応しなげやならぬといふふうには我々はよく言つておるんですけれども、言つておるのだけれどもその実は全然内容的には対応していかないといふふうな問題も私はあるのではないかと。

それともう一点は、経済の一種集中といふことを考へてみますと、これは総理のお考へをお聞きしたんですが、情報化社会になつてまいりますと、これは簡単にコンピュータでばつとにいけるように思ひますけれども、やはり生の情報、フェイス・ツー・フェイスといふものが、こういうものを求めて人々は集中化してくる傾向を持つておると私は思ひます。ですから、例えば東京の一種集中といふのは、情報化社会に伴つておる面では、プロック的に見ますと例えば北海道は札幌に集中する、東北は仙台に集中する、あるいはまた中部圏は名古屋に集中するといふふうには、情報化社会といふものは東京の一種集中なり、あるいはまたそれ以外のプロック経済の中における一種集中といふものをもたらしめてくる傾向が私には案外あるのではないかと思ひます。

したがって、そういう面では、この法案が言う一種集中を本当に排除しながら均衡ある国土といふものを国会移転等を行つてやっつけていくといふことと同時に、そういう経済の変化に伴つてよほど政府が意識的に分散化していく施策といふものを一方で持ちませぬ、これは集中化といふものを抑制することは大変難しいのではないかとお考へておる。これは現現象から実は思ひますけれども、この点いかがでしょうか。もしお考へがあれば聞かせて





なっておるという点は事実であろうと思ひます。昭和三年でございましたか四年でございましたかにかにできましたので、私も一年ほどですが使つてみて、なるほどこれはいろいろ困つたことがある。殊にも新しいものをつくらうということがございまして、もう修理に余り金をかけないといふことになつて、余計いろいろ都合の悪いところがあつてまいつております。それに申近なことを一つ申しますと、車いすの方がおいでになれないといふような、例えて言いますとそんなようなことが一時が万事ですがいろいろなところがございます。

それで、昭和六十二年に閣議了解をいたしました。が、昨年臨時行政改革推進審議会でも、これはどうもこのままはおつておけないと、緊急事態にございなければ対応できないといふことで、整備を行ふべきだといふ答申がございました。やむを得ないことであらうといふことで、たゞいま御指摘のように用地の買収などを少しづつ始めたところでございます。

こちらの移転が非常に速やかに行われるようでございますと二重投資といふお話もあらうかと思ひますが、なかなかこちらの方も大きな仕事でございまして、しばらくの間は新しくつくられませんでした。総理官邸が機能をしなければならぬのではないだらうか。そういうことを思ひまして、この臨時行政改革推進審議会の答申に従ひまして仕事を始めたところでございます。

総体申しまして、橋本委員の言われますこと、やはりむだな投資といふのはむだでございます。そういう意味では、この移転についてもそうでございますが、総理官邸の問題につきましても十分注意しながらやつてまいらなかならぬと思ひます。

○高井和伸君 先ほど前半の部で、私は各省のお考えを聞きまして、建設省、国土庁、あるいは最高裁判所、内閣安全保障室、郵政省といふところに聞きました。その感想を述べますと、私が考へているのは首

都機能の立法、司法、行政といふものをできるだけ拡散して、日本の今ある核、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、こういったところに拠点的に配置すべきだといふ基本的な発想のもとでいろいろお尋ねしましたところ、建設省は国民的合意が必要だし機能によりけりといふようなことで、基本的には機能を重視して首都機能をどこか一カ所へばんと持つていくことは考へられるけれども分散することは余り考へておられません。私の要約ですから必ずしも正確じゃないかもしれませんが。

国土庁も同じように、行政の中核機能は機能的に言つて近接立地が望ましい、近いところへ置いてと、こういう御意見でございます。さらに、内閣の危機管理を担当なさつておられる安全保障室、私に言わせればこの霞が関と永田町とこの辺が一挙に壊滅しちゃつたら日本がいかにしてしまふんじゃないか、こう思つてもかわらぬ、室長さんは、行政の一体性、効果的な効率性からいふたら余り離れては行かない、こうおっしゃいました。最高裁は、高度に行政の問題であつて私ども言つては差し控える、こういうようなことでもございました。郵政省は一生懸命これから基盤整備をやる、こういう話でもございました。

そこで私が感ずるのは、特に土地の、住宅地の高騰といふもので国民の意欲が滅殺されている。国家としては望ましいかも知れませんが、非常にサラリーマンのレベルから発想した場合、非常に東京といふのは過酷な条件で生きなかならぬ。とて、よそのところへ行くと過疎である、なかなかおもしろくないといふようなことです。自分の生活設計も自分の賃金で何年分、五年の年収で買えるものがどのぐらいかといふことで、せんだつて総理は、一時間半の通勤圏で、マンションで九十平米ぐらいといふようなことをおっしゃられましたけれども、そういうことをさらに立体的に解消していく上では、私はもう基盤整備がかなり進んでいるところへ首都機能を分散すべきだ、こういう立論をしながらお尋ねしてきたわ

けなんですね。

特に国会においても、衆議院と参議院は分かれて置いている。ドイツの例で言えばボンとベルリンに分かれてもいい。そういうような側面を大胆に打ち出すべきじゃないか。そういう中で、間もなく成立するであろう大阪湾ベイエリアの発想においても、あそこは関西国際空港を中心とする都市機能を充実しよう、世界都市機能を持つと、アジアへの窓口にしよう、こういうわけで近畿圏がみんな団結してなさつていまして、あそこへあえて言えば参議院をばんと持つていけば非常に迫力のある関西圏ができてくるんじゃないか。他方、今中部も関西圏のまねをしまして、中部国際空港といふのを一生懸命やろうといふことで燃え上がつておられます。そういうところへ衆議院を持つていけばいいんじゃないか。そういうようなことをして多極分散の本当の核を、行政の中核を持つていければいいんじゃないか。

そういうときに、総理が国際経験豊富なところからいえば、諸外国の危機管理といふのはなるべく都市機能を分散して置いている。先ほどはオランダを述べましたけれども、ハーグとアムステルダムとロッテルダム、それぞれ機能分散させている。危機管理の面からいって、サラリーマンの世界で夢のある、自分の住宅地が一時間ぐらいのところまで百坪ぐらいの土地に木造の家が建つと、庭のある家が建てられるといふようなことをやるためには、かなりそういう面でもやらないと、小さなレベルのプロジェクトでも間に合わない。

そういうことを私は思ひながら先ほど聞きまししたところ、非常に保守的な発想で、効率面のことをおっしゃられます。横の橋本理事が先ほど質問されておられましたように国費のむだだといふ面もありまうけれども、トータル的に見たら国民のためになるんじゃないか。東京の二の舞になるという発想の言葉が出ておられます。特に今の国会や首都機能を一カ所へ、例えば山梨の方

へ持つていくとか諏訪湖の辺へ持つていくとか、それはそれなりにいいとしても、非常に社会基盤が不足しているらうと私は思ひます。

そういうときに、多極分散は私が先ほど挙げた程度のところへ持つていかないことには始末がおけないんじゃないか、間に合わないんじゃないか、それ以外のところでは、そう思ひながら、今の日本の行政の責任者として総理は過去のいろんな体験を踏んまえて、都市機能、首都機能としての多極分散といふものについての私が述べたような立論についてどうお思ひでしょうか、お尋ねします。

○国務大臣(官澤喜一君) 冒頭に札幌から福岡までの幾つかの都市をお挙げになりました。これは、全国総合開発計画ではいわゆるその地域の中心管理機能を持つ都市として育成するといふことが伝統的に考へられてまいりました。何度か全国総合開発計画は書き直されましたが、その考えは変わつておりませんが、それを達成するために一つ必要なものは交通である。新幹線というものはそれでございまして、それから通信であるといふことで伝統的に考へられてきて、これらの町がかなりのその地域の管理機能を持つに至つておりますことは御指摘のとおりです。

それで、さらにそれらの都市に管理機能を増大させるためには、今高井委員の言われますようなところまでいくとすれば、やはりもう少し規制緩和が進まないといけないと思ひます。中央がいろんなことを規制する、この度合いが高ければ高いほど中央の管理機能といふのは高くなるを得ませんが、もう少しそれを緩和するといふことが第一に必要であるし、それからまた、先ほどからお話のあります地方に対する分権も必要だと思ひます。

我が国の場合、まだそれが理想的にいつておりませんから、それらの都市の持つ中心管理機能といふのが弱い。どうしても東京でないと安心でき

ないというような感じを中央で行政をやっている人は持つということになりますから、私は、そういういわゆる官から民へ、あるいは中央から地方へというそういう移管が行われなければならないんじゃないかと思ひます。

それから、大阪については、これはしかしそれらの都市の中でも私は特殊な立場を持つだろうと。それはよく二眼レフであるとかそうでないとか議論が長年なされておりますけれども、やはり大阪は何かの場合に、いざというときには東京にかわって機能しなけりやならない緊急事態があるかもしれない。

また、そういう意味でいろんなものいわばレプリカと申しますか、いざという場合の用意を大阪にしておいてもらうという事は、企業もそうでございますけれども行政でもやっぱり少しずつ考えていかなければならないんじゃないかと思ひます。

○高井和伸君 もう私の質問しようとしていたことを先に総理が言われました。過去にこちらの委員席の方からも質問ございました。基本的には私は道州制ぐらいの大きさの規模の行政単位が必要じゃなからうかと。簡単に言えば、経済の活動に合ったものでなければいかぬというふうに私は強く思ひ、そういう地方分権の拡充というふうにしていかなきや今の都道府県制では非常に不足するだらう、こういうような考えを持っております。

そういつたときに私が今強く感じて居るのは、私の出身地である岐阜県の飛騨・高山があります。飛騨というところは非常に過疎でございます。ところが岐阜県で同じ美濃地方、岐阜市の美濃でございますが、これは名古屋の経済圏の中で元気がよろしいわけです。ところが、飛騨の中だけで考えてもなかなか妙案が出てこない。岐阜県だけではなくなかなか妙案が出てこない。ある意味では人材供給の過疎地というふうな感じになりました。ある意味で東海地方全部から飛騨に投資をいただかないと間に合わないというふうな、強い私は行政

的な側面からの配慮をしなさいかぬ、こう思うわけです。

今いろいろ言われているのは、東海地方で岐阜県と三重県と愛知県と静岡県というふうな単位が言われておりますけれども、私にすると、やっぱり縦貫した富山それから石川というところも一体性をもって、そのくらのブロック制をもって太平洋と日本海を結ぶぐらいの迫力のあるところにいろんな経済的な単位を立地し、そこでやらないことには過疎の振興というのはいないし、本場に田舎の方は苦勞してあります。そういうたときに、

こういつた国会移転あるいは国の中枢機能の移転がリンクされることが私はある意味では非常に重要なことじゃなからうか、こういうことを思っておることを申し述べて、もし御感想がありましたらお願いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) しばしば道州制という議論はございまして、政界でも経済界でも真剣に議論をされたこともございます。しかし、やはりそのためには権限というものを思い切つて移すということが大事だと。それはいずれにしてもそうしなかならないのであらうと思ひますが、そういう問題との関連においても真剣に考えられるべきことだというふうな思つております。

○委員長(井上孝君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表いたしまして、議題となりました本法案に対し簡単に反対の討論を行います。第一の理由は、首都をどこに置くかという国民全体の、我が国の政治のありようの根本にかかわる問題につきまして、国民的な合意が当然必要であります。いまその合意が十分得られていないという問題であります。国民合意が十分得られていない中で、たとえ国会決議があるということであっても、この法案によって国に対し国会等の

移転の具体化の検討を法律上義務として課してこれを推進するということには、国民合意を民主的に形成するというふうな立場から見ても賛成できないのが第一の理由であります。

第二は、本法案が国会等移転の最大の理由を東京一極集中の排除、是正ということから出発しておりますが、しかしその解決の具体的な対策はこの法案によってももちろん出てくるわけではございません。しかも、そのみならず、今後の将来の都市構想については世界的な文化、経済都市としての発展、これを方向づけていくわけでありまして、から、一極集中は排除されるどころか一層激化するおそれさえあるというふうな矛盾も内包しているわけでありまして。

第三は、国会等の移転について国費の重大な負担となるというおそれ、そしてまた新都市の建設や、また移転に伴う空き地等の利用に關して、これがどういった方向でなされるかということについて、物価の高騰やあるいはまた利権あさり、こういったことを具体的に排除するという保証がないという心配があるわけでありまして、こういつた点を総合いたしまして、私は、もつともつと時間をかけてこの問題は慎重に検討を進めるべき課題であるという立場から、日本共産党として反対であることを表明するわけでございまして、以上です。

○委員長(井上孝君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。国会等の移転に関する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(井上孝君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(井上孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上孝君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国会等の移転に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(井上孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(井上孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時十三分散会

十二月七日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、国会等の移転に関する法律案(兼)  
国会等の移転に関する法律案  
国会等の移転に関する法律  
目次  
前文  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 検討指針(第三条・第十一条)  
第三章 国会等移転調査会(第十二条・第十九条)  
附則  
我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない

経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化はぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るといふ観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となっている。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて重要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行政の改革等を推進することにより、自主的に創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(国の責務)

第一条 国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中核的なもの(以下「国会等」という。)の東京圏以外の地域への移転(以下「国会等の移転」という。)の具体化に向けて積極的な検討

討を行う責務を有する。

(定義)

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第一条に規定する多極分散型国土をいう。

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。

### 第二章 検討指針

第三条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

第四条 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行政の改革との確に関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとする。

第六条 経済及び文化における国際的中核機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先(以下「移転先」という。)の大都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

第八条 移転先の大都市が、交通通信体系の整備等により、世界及び我が国の各地域との交流が容易であり、かつ、良好な居住環境等を備えた都市となるようにするものとする。

第九条 国会等の移転の計画は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとするものとする。

第十条 移転先の大都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものとする。

第十一条 地震等の大規模災害に対処する上での緊急性、東京都の災害対策の充実等に配慮するものとする。

第三章 国会等移転調査会  
(国会等移転調査会の設置)

第十二条 総理府に、国会等移転調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第十三条 調査会は、国会等の移転に関し、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

一 移転の対象の範囲  
二 移転先の選定基準  
三 移転の時期の目標  
四 移転先の大都市の整備に関する基本的事項  
五 移転に伴う東京都の整備に関する基本的事項

六 前各号に掲げる事項に関連する事項

第十四条 調査会は、委員三十二人以内で組織する。

第十五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第十六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

第十七条 調査会に、幹事を置く。

第十八条 調査会は、その所掌事務を遂行するために必要なと認めるときは、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十九条 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

本条施行に要する経費として、平年度約二億円の見込みである。

平成四年十二月二十二日印刷

平成四年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局